

# 給付利得と解除規定(三)

—西ドイツにおける近時の理論展開を中心として—

本  
田  
純

一

## 緒論

### 二　一　ド民三五〇条の解除規定とその制限

沿革

(一) 初期におけるド民三五〇条の制限解釈(以上、第一号)

(二) 法定解除に基づく返還請求と対価的相互性

(三) 現代立法作業の動向

(四) 諸外国の法規制

#### ——概観——(以上、第四号)

給付利得返還請求と解除

(一) B.G.H判決に至るまでの給付利得脱落理論の展開

(二) 証欺取消判決と対価的相互性

——B.G.H判決をめぐって——(以上、本号)

わが国における無効・取消・解除に基づく返還請求  
結び

### 三 納付利得返還請求と解除

BGH一九七〇年一月八日判決は、詐欺取消に基づく返還請求の場合に、詐欺者に対する制裁思想から給付物滅失のリスクを給付者たる売主に負わせ、その根拠としてド民三五〇条の解除規定を援用した。このことは、ライヒ裁判所（以下、RGと略す）以来の伝統的な「差額説」がなお十分に契約の清算的構成を達成していなかつたことを示すものであつた。そこで、まずこの判決前の納付利得の返還請求をめぐる諸学説の展開眺め（）、つぎにこの判決をめぐる論争を検討することにしたい（）。

#### （）BGH判決に至るまでの納付利得脱落理論の展開

##### （1）「差額説」とその特色

BGBは、利得返還請求権相互の独立性をみとめることが出発した（ド民八一八条三項）。しかし、RGは、当初からこれに反する判例法の形成を行ない、双方の利得返還請求権の経済的な結びつきに着目した理論を展開していた（「差額説」<sup>(2)</sup>）。すなわち、伝統的な「差額説」は、両当事者の給付をその経済的な給付交換目的に従つて一つの統一的な全体的出来事（Gesamtvorgang）として把握し、利得を減少あるいは増加させるすべての諸事情を考慮して返還されるべき利得を導き出した。この立場によれば、利得とは無効な双務契約を行なつた各当事者が自分の引渡した反対給付を控除して、なお自己の受領したものに超過額があるとき、その「差額」をいう。それゆえ、無効な契約の当事者は、給付物が受領者の許で滅失した場合には、引渡時ににおける価値の差額（Wertdifferenz）を利得として調整する。たとえば、買主が受領した給付物（100マルクの価値を有していた）を自己の許で滅失したケースで考えると、次のようになる。（i）まず、引渡時において、給付物の価値が代金額を下回っていたとき（た

とえば、給付物が八〇マルクの価値しかなかったとき)には、買主は、一〇マルクの代金償還請求権を有することになる。(iv)つぎに、給付物の価値が代金額を超えていたとき(たとえば、給付物が一一〇マルクの価値を有していたとき)には、売主が買主に対し、二〇マルクの価値返還請求権を有することになる。(v)さらに、給付物が代金額と同価値であったとき(たとえば、給付時の価値が一〇〇マルクであったとき)には、売主・買主いずれの側からも給付利得返還請求権を行使することができないことになる。かくして、この「差額説」によれば、買主が給付物の滅失の危険を負担することになる。<sup>(4)</sup>

## (2) 「差額説」の弱点

この伝統的な「差額説」は、一方当事者が自分の許で給付物を失った場合に、彼の反対給付の返還請求を拒否するという意味において、公平に合致し、これまで一般的な支持を得てきた。しかし、この「差額説」は、機械的な差額計算によってド民八一八条の利得概念がら返還さるべき利得(差額)を導き出そうとした点において、次のような欠陥を有していた。すなわち、第一に、「差額説」は、利益状態に応じた多様な法効果を惹起することができなかつた。<sup>(5)</sup>たとえば、「差額説」では、売主の有責事由が原因で買主の許にある給付物が滅失したときでも(たとえば、売主の給付した物の瑕疵が原因で目的物が滅失したとき)、売主にそのリスクを負わせることは不可能であった。<sup>(6)</sup>第二に、「差額説」は、実際に実行された給付だけを利得の減少項目(Minderungspost)として考慮したので、先給付の場合には既給付の場合と正反対の危険分配を行なうことになつた。<sup>(7)</sup>たとえば、買主が売主から車を信用で買い、代金を支払う前にその車を交通事故で滅失させてしまったケースで、その後契約の無効が明らかになつたときは、「差額説」によれば、売主は買主から何も取戻せなくなつてしまふ。その理由は、買主は車を受領したが、その利得が滅失によって再び脱落しており、差額計算の余地がないということにある。<sup>(8)</sup>しかし、これには

代金が既払いか否かという偶發的な事情で危険分配を異なるとするのは不合理であるという強い批判が加えられた。<sup>(9)</sup> 第三に、「差額説」は、行為無能力者、制限行為能力者の保護を図る法律の規定と合致しなかつた。法秩序の無効判断の中に含まれている行為無能力者の保護目的や利益衡量は、契約を清算する場合にも顧慮しなければならないはずである。ところが、「差額説」は、利得返還請求権の範囲だけを機械的に確定しようとするので、制限行為能力者らのグループを別個に取扱うということができなかつた。なぜなら、現存利得を経済的な視点からのみ導き出そうとするので、財貨所有者が行為能力者であるか否かということは問題にならなかつたからである。<sup>(10)</sup> 第四に、「差額説」は、詐欺取消の場合に一貫した法的処理を導くことができなかつた。「差額説」は、利得返還請求権の範囲の上にだけ基礎をおくので契約の瑕疵に応じてリスク分配を区別することができなかつた。<sup>(11)</sup> そこで、「差額説」は、詐欺のケースにおいては、詐欺者＝悪者であるという制裁思想に基づいて、「二請求権対立説」を適用することによって給付物滅失のリスクを売主に負担させた。この点も、他説から一貫しないという批判をうけている。<sup>(12)</sup> (なお、詳細は(1)の叙述に譲ることにする)。

以上、右に述べたように従来の「差額説」は、双方の利得返還請求権の経済的な結びつきにだけ主眼をおき、それによって危険移転の問題を解決しようとしたので、画一的な形でしか利得の範囲の確定を行なうことができず、本来利得法にとって必要な利益状態に応じた個別的な問題解決を図ることができなかつた。<sup>(13)</sup> そこで、このような硬直した給付利得返還理論に代わる柔軟で双務性を尊重するマルクマールをもつ新しい給付利得返還理論の出現が望まれるに至つたのである。

- (3) 「差額説」に代わる三つの新しい理論の潮流
- (7) 利益衡量説 最も柔軟なマルクマールによって「差額説」の克服を試みたのは Flessner であった。

Flessner は、給付利得の脱落を損害賠償の問題 (Schadensproblem) としていた。彼は、ド民八一八条三項を諸々の価値判断によって初めて補充される開かれた規定であり、生じた損害を公平に分配する任務を持つものだとする。そして、彼は、その分配を以下のようないくつかの規定の保護目的、(1)利得行為上の原因の欠缺および財産を減少させる出来事への原因 (Verursachung)、(2)有責性は勿論、(3)領域に従つた損害の算定 (Zurechnung)、(4)当事者双方の負担能力 (Belastungsfähigkeit)、(5)損害の種類、(6)利用利益と危険の結合なども危険分配の尺度として顧慮されるべきであるとする。そして、利得債務者、利得債権者または双方のいずれかがいかなる範囲で損害を負担すべきかについては最終的には具体的な事件における利益衡量に係っているとする。

この Flessner の立場は、たしかにその柔軟性においては従来の「差額説」の欠陥を補うものであったが、(α)体系性に欠け、また、(β)重視するファクター如何によつて結論が左右されるという点においては、法的安定性を喪失させてしまうという弱点をも有していた。<sup>(17)</sup>

(1) 財産上の判断説 いわば、Flume は、「財産上の判断」 (vermögensmäßige Entscheidung) という独自のマルクマールをたてるに由つて利得脱落の問題の処理をはかつた。<sup>(18)</sup> 彼は、利得が脱落した場合に給付物が滅失した場合と財産損害が発生した場合とを区別する。<sup>(19)</sup> Flume は、レヒト問題とする給付物の滅失した場合については次のようにいう。(i)無償で給付物を取得した場合には、利得債務者は、取得した目的物を返還しえないとされ、常に利得の脱落を援用することができる。この場合には、返還不能の原因是、危険分配の問題に由つて何の役割も果さない。(ii)これに対して、有償取得 (双務契約) の場合には次のようになる。第一に、給付物の滅失・毀損が利得債務者たる個人 (Person) や彼の財産上の判断に帰せられるときは、利得債務者がその危険を負担する。」

れに対して、第二に、給付物の滅失・毀損が取得行為 (Erwerb) それ自体に帰されるときには、給付者たる売主が危険を負う。給付受領者は、相手方の給付を取得するために自己の反対給付を出費する (aufwenden) 判断をする。彼は、この自己の判断の結果を負担しなくてはならない。彼は、約束した反対給付の価値の額において利得の脱落を援用することができない。<sup>(20)</sup> その例外は、給付受領者の判断が錯誤・詐欺・強迫の結果であるかまたは彼が行為無能力者 (制限行為能力者) であり、その判断が彼に帰責されないとみなされたとする。

そして、このような Flume の見解は、前述した「差額説」の四つの欠陥をほぼ克服するものであり、現在でも根強い信奉者<sup>(21)</sup>を見い出すことができる。

(v) 新しい差額説 支配的な諸見解は、右に述べた二つの学説が「差額説」とは異なる基盤に立ちつゝその硬直性を回避しようとするのに対し、基本的には「差額説」を維持しつつも「誤ってなされた双務契約の清算」というその機能的側面を強調することによってそれを克服しようとする。とりわけ、Leser<sup>(22)</sup>は、「差額説から事実的双務関係論へ」という博士単位取得論文において、伝統的な「差額説」の要素を分析しつつ、次のようにいう。すなわち、伝統的な「差額説」は、双務契約上相結合し合う二つの返還請求権の相互依存性に着眼し、「差額計算」という手法によって、一方の給付の脱落が、他方の給付の脱落を招くという結論を導くに至った。しかし、受領者の危険の移転という法効果は、「差額計算」という理論的な理由づけによつて行なわれるべきではなく、「誤ってなされた契約の清算」という法秩序の機能に即して導かれるべきものである。そして、このような立場に立つならば、無効な双務契約に基づいて生じた二つの利得返還請求権の間の関係にも、双務契約の清算について定めるド民三二〇条以下の諸規定の基本思想が適用されるべきである。<sup>(23)</sup> かくして、この立場からは、給付物が受領者の許で滅失・毀損した場合には、その危険分配は、もはやド民八一八条三項の解釈によつて行なわれるべきではなく、

双務契約の清算規定としてのド民三二二三條以下によつて行なわれる「かいじ」になる。<sup>(25)</sup> ところ、Lesser は、かれらの点で事実的双務関係論がその効用を發揮することを強調する。

(2) 事実的双務関係論とその「成果」 この事実的双務関係論は不十分ながらも従来の「差額説」の弱点を以下の点で克服したといふことができる。

(i) ド民三二〇條以下の適用 まず、従来の「差額説」によれば、危険分配の問題はド民八一二条、八一八条三項の利得規定の解釈によつて処理されてきた。これに対し、Lesser は、事実的双務関係論の観点から、無効な契約の清算という構成を一層強めた次のような危険分配を行なう。すなわち、事実的双務関係論は、給付利得の返還請求に「誤ってなされた双務契約の清算」という機能を与える。そこで、双務契約の一般的清算原則（とりわけド民三二二三條）が利得法上の清算にも適用されることになる。その結果として、給付受領者は、自己の利得が現存する限りでのみ相手方に反対給付の返還を請求することができる。つまり、給付受領者（買主）は、給付物が偶発的に滅失・毀損したときでも、相手方（売主）に代金の返還を請求することができないことになる。<sup>(26)</sup> ただ、このようなド民三二二三條による規制は、給付受領者の返還不能が相手方（売主）の領域内にその起源を有しているときには適用されない。そのときは、ド民三二四条が適用される。<sup>(27)</sup> この場合には、買主は、損傷した状態で物を返還しうるか、または物が滅失しているときは、彼はその物をまったく返還する必要がない。しかし、それにもかかわらず、彼は、自分の支払った売買代金を取り戻せることになる、と。

(ii) 解除法との調和 利得法上の清算にド民三二三條の契約清算原則を適用すると、つぎに、解除規定に従つた清算との関係が問題となつてくる。Lesser は、以下のようにいふ。解除のさいの責任と危険分配は、既に述べたように利得法に比して細かく分けられてゐる。ド民三五〇條によれば、偶発的滅失の危険は当初の給付者が負う」と

になる。この結果は、単一の利得返還請求権をみとめる「請求権対立説」に合致するが、「差額説」には合致しないと解されてきた。それは、「差額説」によれば、給付物を返還しないものは、自己のなした反対給付も返還請求しえないことになるからである。しかし、ド民三五〇条の規定は、給付物の瑕疵が物の滅失を導いた場合を別として、立法政策的に誤りであり、実際の取引観念にも相応していない。なぜなら、契約は給付の交換によって履行され、取得者はそれによって自己の取得の危険を受けたと考えられるからである。それゆえ、ド民三二三三条における双務契約の危険分配を解除の場合に維持することは不当ではない。したがって、事実的双務関係論の危険分配は、解除規定と調和する。<sup>(29)</sup> と。

(iii) 行為無能力者・制限行為能力者の保護—双務性の例外— もとに、「差額説」は、利得返還請求権の範囲だけを確定しようと考へるので、行行為無能力者のグループを別個に取扱う可能性を見い出しができなかつた。現存利得の経済的な考察では、財産所有者が誰であるかを顧慮することはできないからである。これについても、Leserは、事実的双務関係論の見地から行行為無能力者（または制限行為能力者）の保護を優先し、事実的双務関係による拘束は、これらの者には及ばないとする。<sup>(30)</sup> それゆえ、行行為無能力者である買主は、受領したもの返還せずに自己の支払った代金全部を返還請求しうる」となる。これについては、現在のドイツにおいても、終局的な解決方法は見い出されていないようである。

(iv) 残された問題 このような Leser の見解は、右に述べた点では伝統的な「差額説」の弱点を克服したと考えられるのに対し、次の二つの点では従来の「差額説」の欠陥を克服しえなかつたといふことがである。すなわち、それは Leser が事実的双務関係を貫徹することができないとした二つの例外的場合である。

第一は、先給付の場合である。Leser は、「反対給付の約束」という理由から先給付の場合のリスクを給付受領

者に負わせる Flume<sup>(33)</sup> と反対する。Leser は、先給付は既給付の場合と違うとし、これらの理由づけを「事実的双務関係論」に求める。次のようにいふ。すなわち、この問題は、契約が無効なさいに結合力を惹起する強度 (In-tensität) を給付交換関係がいつ取得するか、と、どういところである。当事者間には、要求 (Inanspruchnahme) によって与えられた信頼が存在する。この信頼は、単なる給付約束ではなく、給付の相互的な交換を必要とする。なぜなら、人は、事実的な結合のために、無効な契約における単なる意思の合致以上のものを要求するからである。無効な契約も事実的双務関係の本質的な構成要件要素であることに違いはないが、それだけでは不十分で、法秩序の無効判断を清算について顧慮しないためにはなお多くのものが付け加えられなくてはならない。実行された給付、というのは、その事実的結合の連結点である。<sup>(34)</sup> と。そして、こうもいう。この問題は、終局的には法政策的なものに尽きる。取引概念は、給付が約束されただけか実行されているかで区別していることを考えに入れなくてはならない<sup>(35)</sup> と。たしかに、給付の実行が利得脱落の援用を排除するという評価も考えられなくはない。しかし、Flume<sup>(36)</sup> もいうように、既給付が先給付かは偶然的なことが多く、それによつて危険分配を異にするのは Leser の理由づけだけでは説得力を欠くようと思われる。

第一は、詐欺ケースである。Leser は、博士単位取得論文においては、詐欺の場合を事実的双務関係の範囲外の問題としてとらえ、次のように述べた。事実的双務関係は、相互の信頼関係の上に成り立つものであり、詐欺をした売主のように契約の有効性を信頼する可能性のない者は保護されない<sup>(37)</sup> と。たしかに、この場合にだけ「二請求権対立説」を適用するという不合理さがないこと、また詐欺者が何故リスク分配で不利益をうけるかという実質的な理由づけを明らかにした点では、従来の「差額説」より一步を進めたといえる。しかし、それが契約の双務性の見地からみて妥当かどうかは大いに問題のあるところである。

そいや、いのよんな状況をあおえて、詐欺を理由とする取消の場合に、詐欺者は悪者であるから双務契約としての清算を否定すべきだといへ、詐欺者に危険を負担せぬべきであるといふよんだ。制裁思想を正面に持ち出すといふの強し反省が新しい、「差額説」の立場から試みられるに至つた。そして、それに伴つて契約の双務性に即した形での無効・取消・解除に共通した清算原則が叫ばれるに至つたのである。そのあいかげとなつたのは、繰り返しく述べたように、次に紹介するBGH一九七〇年判決である。

- (一) 「民八一八条三項は、「返還又は価格賠償義務は、受領者がもはや利得しないかぎりにおいて消滅する」と定める。」これは、わが民法七〇二条と同趣旨の規定であり、この規定を忠実に解釈すれば、各当事者はそれぞれ独立して利得返還請求権を有することとなる。その結果、給付受領者買主は、売主の目的物返還請求権が給付物の滅失・毀損を理由に不能となつても、自分の代金返還請求権を保持することになる。いわば、売主が給付物滅失・毀損のリスクを負うことになる。

最初は、いのよんな名々の利得返還請求権の無制限な独立性から出発する立場（「請求権対立説」）が有力に唱えられた（〔1〕請求権対立説」）（〔2〕拙稿第一号の註〔2〕参照）。

- (2) RGZ 54, 141; 105, 29; 141, 310.  
 (3) 「差額説」のいふてば、Leser, Von der Saldotheorie zum faktischen Synallagma, Dissertation, 1956, S. 9—S. 19 (以降、Leser, Saldotheorie と略す) 参照。なお、わが國の紹介といふ、妻栄・民法講義・債権各論上巻「[10K]」松坂佐一・事務管理・不当利得〔新版〕(法律学全集) 1111頁以下がある。  
 (4) 拙稿第一号の註〔2〕参照。  
 (5) たゞ、Flume は、次のよへど云ふ。「差額説」は引渡時における反対給付の価値を控除して返還されるべき利得を導き出するので、引渡後初めて価値の減少が生じた「チーズ事件」(RGZ 94, 253) を根拠つけられてゐる。いふ。  
 (6) Leser, Saldotheorie, a. a. O., S. 174.  
 (7) Leser, Saldotheorie, a. a. O., S. 58.; Flume, a. a. O., S. 163.

- (∞) Leser, Šaldotheorie. a. a. O., S. 59.; Hönsell, NJW a. a. O., (摘要 I の論議) S. 350.
- (σ) Flume, a. a. O., S. 162f.; Ders., Die Entreicherungsgefahr und die Gefahrtragung bei Rücktritt und Wandlung, NJW a. a. O., S. 1162 (以下 Flume, NJW 1974年版)。
- (10) Flume, a. a. O., S. 163.; Ders., NJW a. a. O., S. 1162.; Leser, Šaldotheorie. a. a. O., S. 21, 80.
- (11) Leser, Šaldotheorie. a. a. O., S. 80.; Flume, a. a. O., S. 174.
- (12) Leser, Šaldotheorie. a. a. O., S. 18ff., 89.
- (13) Vgl. Leser, Šaldotheorie, a. a. O., S. 20f.
- (14) Leser, Šaldotheorie. a. a. O., S. 174.
- (15) Flessner, Wegfall der Bereicherung, 1970.; Vgl. Ders., Haftung und Gefahrbelastung des getäuschten Käufers, NJW 1972, 177 (以下 Flessner, NJW a. a. O. 1974年版)。Rengier, Wegfall der Bereicherung, AcP 177, S. 427ff.
- (16) Flessner, a. a. O., S. 103ff. Vgl. Rengier, a. a. O., S. 427f.
- (17) Rengier, a. a. O., S. 428.
- (18) Flume, a. a. O., S. 103ff. たゞ、Flume 謂の媒介として、我輩・前掲100頁、松坂・前掲1119頁に参照。
- (19) Flume は、財産損害が発生した場合に「トコトコ次のみならず」。すなれば、損害が債務なき取得(indebite-Erwerb) に帰せられると個人(Person) に帰せられるとかが責任の問題について決定的である。利得債権者が原因のない取得に基づく不利益(損害) に致つてだけ責任を負う。彼は「これに対し、その原因が原因なき取得に依存しない債権者の財産上の判断(vernögensmäßige Entscheidung) の中にある損害に対しても責任を負ねた」と。それより、Flume は、取得費用、税負担または取得の永続性を信じてかんだ権利などの放棄を債務なき取得の中に数々入れる。これに対して Flume は、債務なくして給付された人が利得債権者のショーテンを除んだときの人物の占有による結果生じた損害については、利得債権者が自身がそのリスクを負わなくてはならないとする。Flume は、その理由をいのう的な損害は、取得の永続性を信頼する上との関係がない。利得債権者の占有が受けた占有および使用危険にかかるものだからである。ルクル。

- (2) Flume, a.a.O., S. 165f.  
 (3) Flume, a.a.O., S. 173. だれも Flume が「後悔する」は誤りであるとの判断。  
 (4) Reeb, Grundprobleme des Bereicherungsrechts, 1975, S. 112ff.; Wilhelm, Rechtsverletzung und Vermögensentscheidung als Grunlaggen und Grenzen des Anspruchs aus ungerechtfertigter Bereicherung, 1973, S. 62ff.

(5) Lesser, Saldotheorie, a.a.O.

(6) Lesser, Saldotheorie, a.a.O., S. 52. Lesser が「伝統的な『差額説』は、110の清算請求権の相互依存性に着眼し、『差額計算』を本体的効果とみなす」。『取引者への危険の移転、をも付随的効果とする』がみなかられた点である。  
 (7) Lesser, Saldotheorie, a.a.O., S. 53. Vgl. Lesser, a.a.O., (前掲1)の註(2)). S. 213ff. だが、「民法511条は、危険負担の一般原則（債務者主義）を定めた規定である、我が民法513条1項は該当する。

(8) Lesser, Saldotheorie, a.a.O., S. 55.

(9) Lesser が「の場合に、民法511条を適用する実質的理由を次のようとする。すなわち、この場合、瑕疵は売主が契約上責任を負うべき領域にある。それゆえ、買主に給付物を無償で返還せよと要求する」とは法感情に反する。なぜなら、民法511条は、債権者の責めに帰すべき事由による履行不能の場合は、その危険を債権者に負わせる（我が民法513条1項同上）。

(10) 「たゞがい」と、妻の前掲100頁が、「田的物が不可抗力で滅失しても解除権は消滅しないとする同法の規定（「民法510条〔田民五四八条1項と同旨〕）は、差額説と調和し請求権対立説とは調和しない。しかし、危険負担に関する同法の規定すなわち交換的給付義務の一方が履行不能で消滅すれば他方も消滅する」という規定（「民法511条1項と同旨だが五四三四条とは反対」）とは、差額説は不調和であり、請求権対立説は調和する」と述べてあるのは教授の解説規定（「民法510条=民法五四八条1項」）の解釈の仕方から考えて、誤解であると思われる。

(11) Lesser, Saldotheorie, a.a.O., S. 22ff.; S. 52f.

(12) Lesser, Saldotheorie, a.a.O., S. 80ff.

(31) Lesser, Saldotheorie. a.a.O., S. 82. ただし、訴えられ行為無能力を理由とする取消の場合に、無能力者保護との関係で契約の清算的見地をどこまで貫徹すべきかが問題となる。訴取消の場合に契約の清算を強調する立場が、行為無能力者、制限行為能力者の取扱いについての見解を留保している (Lesser, a.a.O., (第一号の註(1)) S. 120)。ただし、最近では再びもとの見解に戻り、契約の双務性より無能力者保護を優先させる態度をとっている (昭和五四年一一月一九日、一橋大学での講演)。我が国の解釈論においては、無能力取消の場合をどう解するかは非常に問題になる。

- (32) Lesser, Saldotheorie. a.a.O., S. 58ff.
- (33) Flume, a.a.O., S. 167.; Vgl. Lesser, Saldotheorie. a.a.O., S. 58ff.
- (34) Lesser, Saldotheorie. a.a.O., S. 60.
- (35) Lesser, Saldotheorie. a.a.O., S. 61.
- (36) Flume, a.a.O., S. 163. たゞ、Flume は、最近の論文では、回趣旨の主張をとる。すなわち、売主は先給付する以上賣主の支払不能の危険だけを取扱はれなければならない (Flume, NJW a.a.O., S. 1162. Ann. 7)。
- (37) Lesser, Saldotheorie. a.a.O., S. 78ff.

## 〔〕 証欺取消判決と対価的相互性

### —— BGH 判決をめぐって ——

#### (1) 論争の発端

BGH 一九七〇年判決<sup>(1)</sup> (以下第一判決)、同一九七一年判決<sup>(2)</sup> (以下第一判決) は、BGH 以来のドイツの判例の考え方を継承し、証欺取消に基づく給付物の返還の場合には、一般に適用される「差額説」ではなく、「請求権対立説」を適用し、給付物滅失の危険を証欺者 (売主) に負わせた。第一判決は、その理由として①証欺者に対する制裁②証欺と滅失との間の因果関係の推定③解除規定との調和を挙げている。第一判決も、基本的には「請求権対立説」

に依拠しているが、受領者が給付物の滅失に有責のケースであつたがため、もはや解除規定との調和説を放棄し、<sup>(3)</sup>ド民八一八条四項、八一九条一項を適用しつゝ、<sup>(4)</sup>ド民二五四条(二四二一条)でその調整を図るという態度を示した。

しかし、この二つの判決は、いざれにしても、詐欺売主に給付物滅失のリスクを負わせるべき（とくに第一判決においては解除と詐欺取消との効果の統一を図るべき）だという態度においては一致していた。そこで、これを支持する伝統的な学説と、詐欺の場合も含めて契約の清算的処理を図るべきだとする新しい学説との間で激しい論争が展開されるに至つた。

## (2) 諸学説の素描

各説を検討する前に、各種の学説が林立し、論争も必ずしもかみ合っていない部分があるので、あらかじめ学説を分類、整理しておくことにしたい。

### (ア) 索物滅失の危険を売主に負わせる立場

(1) 第一に、伝統的な「請求権対立説」を一般論としても支持する見解は Weber を除ぐとほとんどないといつよい。

い。

(ア) 第一に、BGH と同じく伝統的な「差額説」に依拠しつゝ、詐欺の場合に「「請求権対立説」によるのは、かつては Leser を含めて多数説であったが、現在ではむしろ少數説となつてしまふ。<sup>(6)</sup>

(イ) 第三に、修正された「請求権対立説」ともいべき見解は Diessendorf によつて主張されていく。<sup>(7)</sup>

(ウ) 第四に、英米法の影響をうけて、各種のファクターを比較衡量して結論を導くのは前述の Flessner である。<sup>(8)</sup>

Flessner の見解は、詐欺ケースに關しては、むしろ「「請求権対立説」に近い結論を導く」となる。Kühne が

」れを支持する。

(1) 紹介受領者にリスク分配をさせる諸見解  
以上の諸説に対し、双務性に即した解決をはかるのは、次の二つの立場である。現在では、この二つの考え方  
が学説上拮抗してゐると思われる。

(2) もや、Flume <sup>(12)</sup> は、"財産上の判断" というメルクマールを使ひて、この問題の処理をはかる。この見解は、  
Wilhelm, Reeb <sup>(13)</sup> <sup>(14)</sup> によって支持されてゐる。この見解は、無効・取消・解除とを統一的にとらえるより、むしろ別  
個にとらえようとする。従つて、前者では双務性が確保されるが、後者では双務性を意識していない。

(3) つぎは、従来の硬直した「差額説」に代わって、"venir contra……"などの法原則を適用して、柔軟な「差額  
説」を提唱し、あるいは「差額説」の基本要素を抽出して独自の理論を展開する立場（「事実的双務関係論」）であ  
る。v. Caemmerer, Huber, Honseil, Wieling <sup>(15)</sup> <sup>(16)</sup> <sup>(17)</sup> <sup>(18)</sup> は前者に属し、Leser <sup>(19)</sup> は後者に属する。そして、論者のあいだ  
に若干結論的な違いはあるものの、無効・取消・解除に基づいて返還請求のないに双務性に即した統一的な清算原則  
の確立は、これらの立場から主張されるに至つてゐる。

### (3) 諸説の検討

#### (1) 「請求権対立説」

詐欺を含めたすべての場合に「請求権対立説」を支持する見解は現在ではほとんどみあたらない。わずかに、  
Weber <sup>(20)</sup> は、次の理由から「請求権対立説」を支持する。Weber は、善意の利得債務者は、自分の意思に反して  
生じた自己の返還給付義務を計算に入れていない。彼は、自己の返還給付をもつて取引上の利益を追求しようとする  
のではなく、自分が契約上の給付として与えたものだけを取り戻そうとしているのである。この利得債務者の利

益状態は、解除債務者の利益状態に近く、有効な双務契約における利益状態と異なるとする。すなわち、解除法は、受領者の許における給付物の滅失に関して次のような危険分配原則を持つ。偶発的滅失のリスクは売主（ド民三五〇条）<sup>(21)</sup>に、有責の滅失のリスクは買主に（ド民三五一一条）<sup>(22)</sup>ある。

Weber は、この危険分配原則は、次の点で合理性があるとする。すなわち、Weber のいうところによれば、偶發的な滅失は当事者双方に起こりうる可能性を有している。それゆえ、偶發的な滅失によって給付物を失った当人は、相手方に代金の返還請求をすることも合理的である。しかし、有責な給付物の滅失は、あくまでも給付受領者のみの責に帰せられるべき事情である。この場合の給付物の滅失は、給付物が相手方の許に置かれていても生じていたという事情ではない。それゆえ、その責任は、解除権者が負うべきである。<sup>(23)</sup>と、このようなりスク分配に関する解除法の評価は、Weber によれば、利得法上も妥当しなければならず、それに相応するのが「一請求権対立説」であるとする。従って、Weber によわせれば、「一請求権対立説」は、訴訟取消の場合にだけ適用可能なのでなく、そもそもド民八一八条三項の中に含まれている利得法の利益評価と合致し、一般的に適用されることになる。

この見解は、私の調べたかぎりでは、信奉者を見い出していない。その理由は、差額的構成が支配的であるなかで、再び一般論として「一請求権対立説」をとるべきだとするとの説の論拠が余りに説得力を欠くと思われるからである。なぜなら、Weber はその論拠を旧態依然たるド民三五〇条の解釈<sup>(24)</sup>に求めているからである。近時、ド民三五〇条・三五一条が双務性に即してより詳細に解釈し直されているのはドイツでも周知の事実である。これにまったく触れることなしに自説を展開しても、精密さに欠け、他説からほどんど顧みられることはないと思われぬ。

(ii) 従来の通説

従来の通説的立場は、原則として「差額説」を採り、詐欺の場合については「請求権対立説」を支持していた。<sup>(25)</sup>しかし、この立場は、すでに前述した理由（前出(1)七四頁参照）から克服され、現在では、BGHのほかは Weinhaur, Falkentscher, Brox がこれを支持するのが田立つぐいとなって居る。

(iii) 「修正された二請求権対立説」

Diesselhorst は、「修正された二請求権対立説」ともいうべき立場から次のマルクマールによつて利得脱落問題を解決する。<sup>(26)</sup>すなわち、受領者は、給付物が「自己の事務における注意」を欠いて滅失した場合には、利得の脱落を援用することができない。これに対し、給付物が偶発的に滅失した場合には、契約の無効に責めに帰すべき者かまたは自分の領域内に契約の瑕疵（Vertragsfehler）のある者がその危険を負担する。それゆえ、これを売主詐欺のケースでいうと、以下のようになる。すなわち、買主は、第一に、給付物の滅失・毀損に有責であるとき（v. Caemmerer の第四類型）には、常にそのリスクを負担する。<sup>(27)</sup>しかし、第二に、損失が偶発的に生じたとき（v. Caemmerer の第一—第三類型）には、危険は、契約の無効（Unwirksamkeit）に責に帰すべき者、または、自己の領域で危険を生じさせた者が危険を負担する。<sup>(28)</sup>と。そして、彼は、この結果を瑕疵担保解除の場合と比較し、瑕疵担保解除の場合にも、解除権者および解除の相手方は、自己の事務における必要な注意を欠いた場合に問題となる価値減少についてだけ責任を負うとやれども<sup>(29)</sup>（ド民二四七条、四六七条）とする。

(iv) 利益衡量説

Flessner は、前述の利得論に依拠して詐欺のケースについても次のように述べる。すなわち、買主の有責の程度は給付物を使用するか、多種多様であり、しばしば無責の場合との限界づけもありまいになる。構成要件事実がこの

ようにも多様であるならば、法律効果も有責か否かで正反対になるのは望ましくなく、双方の有責の程度を比較衡量して返還すべき利得を確定すべきである<sup>(30)</sup>。と。具体的には、彼は、危険割り当ての根拠を直接(瑕疵担保)解除規定に求める。すなわち、(a)詐欺売主は、偶發的滅失の場合には、解除の相手方と同様に扱われる所以彼自身の給付が滅失するときにも、自己の受け取った代金を返還しなければならない。(b)これに反して、買主が損傷に有責の場合には、ド民三五一条との対比からいって、詐欺を理由とする取消は排除されない。それゆえ、被詐欺者(買主)は、受け取った物を詐欺に気づく前に毀損または損壊したときにも自分の給付を取り戻せる。しかし、損害があるとから代金全部の返還請求という形で相手方(売主)に転嫁されるということは、自己の前行為に反することの禁止(venire contra factum proprium)にある。そこで、有責に毀損された物の価値を、利得返還請求権から控除すればよい。つまり、買主は、給付物の滅失に有責でないときは、全部の利得返還請求権を有し、有責の場合は、壊した物の価値分を控除した残りの部分について利得返還請求権を有することになる。

彼は、その理由を物の性質について欺かれた場合には、結局物の瑕疵性が問題になつてゐるのであり、詐欺主張したからといって買主の不利に危険割り当てがなされてはならないということに求める。

これらの見解に対しても、次のような批判が可能である。すなわち、第一に、給付利得と解除との間の効果の均衡は、ド民三五〇条の規定が一般に批判されていることを考えに入れるならば、売主にリスクを負担させるというよりも、むしろ買主に負担させるという形で図るべきである。現代的な危険負担の思想も、給付の支配可能性をリスク分配のメルクマールとしている。<sup>(31)</sup>第二に、契約の無効を惹起したことについての有責の有無に従つた区別も、適切ではない。無効原因を有責に惹起したことは、損害賠償の問題であり、危険分配の問題とは何ら関連性を有しない。<sup>(32)</sup>第三は、詐欺者が詐欺と直接関係のない物の滅失によつて劣悪な地位に置かれる根拠はなく、また、詐欺者

への制裁思想も、とりわけ契約の清算の場合には、私法秩序にはなじまない。すなわち、これらの見解のように詐欺者=悪者という観念をおこさず、もつとクールに双務契約の清算という見地から物事を考えていくべきである。<sup>(35)</sup>

(v)このよろば批判を考慮して、近時、詐欺取消の場合にも双務性を前面に押し出して考える立場があらわれたに至った。

まず、Flume は、旧説を改め、詐欺のケースにおいても、受領者が給付物を使用した場合には彼に財産上の判断が帰せられるとする。<sup>(36)</sup> すなわち、Flume は、受領者は、給付物を単に保持している場合には財産上の判断を帰せられないが、それを使用した場合には、帰責されるとする。たとえば、買主は受け取った車を“自分の”財産として引き受けた後に、①運転中の事故によって滅失させた場合には買主が危険を負担し、②ガレージから盗まれた場合には売主が負担するといふ。

Flume は次のよろばいう。自分の所有物としてその車を運転する者は、その車を自己の財産の一部として特別な危険にさらしてくる。彼は、この危険を車両保険 (Vollkaskoversicherung) によって回避することができる。従って、彼がそれを怠ったときには、その限りにおいて自分の財産を賭けに供したのであり、危険について“自家保険者 (Selbstversicherer)”であることを認識すべきである。それゆえ、給付物の使用によって生じた利益の脱落は、買主自身に帰せられる、と。

Wilhelm は、Flume の見解に倣い、次のよろばう。財産主体が自らの財産についての帰責されるべき判断の危険を負わなければならぬ」という法原則は、先給付の場合に別個の結果を導くという「差額説」に内在する矛盾を克服する。すなわち、Flume の見解に従うならば、給付物の滅失は買主の財産上の判断に帰せられるのだから、先

給付の場合によつてはその判断が存する限り買主に危険を負担せらるべきだぞ。<sup>(39)</sup> ふつて Reeb は、一般論としては Flume の「財産上の判断説」をもとに徹底させる反面、詐欺のケースでは異なる解釈をする。すなわち、Reeb は、売主が詐欺を行なったケースでこの危険を買主に帰させるべきかは別個の問題であるとする。<sup>(40)</sup> Reebによれば、評価モデルとしてのこの解除法の危険分配は、原則として、利得調整の枠内において実現されねばならない。買主は、取消または解除いずれの意思表示をするかといふ偶然的な出来事によって影響をうけてはならない。それゆえ、Flume と異なり、詐欺された買主には、原則として、財産上の判断を帰してはならないとする。その結果<sup>(a)</sup> その買主は一般にド民八一八条三項を援用することがである。<sup>(b)</sup> また、売却物の滅失が買主の有責に帰せられるときには、損失の危険は、双方の有責の程度 (Verschuldensgrad) に応じ、ド民二回二条に従つて分配され、そのさいには買主は利得脱落の援用を一部拒絶されなくてはならなくなる。そのような弹性性のある解決方法は、買主が双方の有責の程度に従つて利得法上価値賠償責任を負らざらことを導くである。なお、そのやう、売買代金が既に支払われているか否かは重要ではない。と (a.a.O., S. 118)。それゆえ、いの立場は、第一に、何を「財産上の判断」と解するかによって異なる危険分配を導く可能性があるらしい。第二に、Reeb を除けば、必ずしも解除を含めた統一的な清算原則を意図していないことにおいて難点があると考える。

(iv) 新しい「差額説」と二つの方向

(a) そんや、v. Caemmerer は、「差額説」の立場に立つて、従来の同説の持つていたいへいかの弱点を矯正し、新しい方向から双務性を貫徹する形での統一的な清算原則を提唱した。<sup>(41)</sup>

v. Caemmerer は、まず、「差額説」は「利得概念」やド民八一八条三項から演繹されるべきものではなく、無効な双務契約において、「一方の給付は他方の給付を顧慮する」となしには返還請求されえない」という原則から

導き出されるものであるとする。

そこから、v. Caemmerer は、給付利得の返還の場合にも、解除のさいに述べた契約の一般的清算原則（前々号七九頁以下参照）が適用されるべしとする。v. Caemmerer は、「差額説」は、未成年者が締結した無効な契約の場合には適用されないが、BGH の判決によると、詐欺の場合に「二請求権対立説」を適用しようとするに反対する<sup>(43)</sup>。v. Caemmerer は、次のように云ふ。詐欺は実行された二つの給付の相互依存関係を顧慮しないほど十分な動機にはないが、どうわけ、詐欺取消に基づく契約の清算の場合に、刑罰や懲戒という観点をとりむことも適切ではない。それゆえ、「差額説」と双方的返還給付の相互依存性の原則は詐欺された買主にも及ぶと解すべきであった。売主が詐欺行為をしたことにに対する法効果は、彼に不法行為または不完全履行を理由とする損害賠償義務を負わせることで十分調整しうるのである。<sup>(44)</sup> そして、v. Caemmerer は、利得法上の清算の場合にも、具体的には、以下のようないくつかの結論を導く。すなわち①売主は、給付物がそれ自体に附着する瑕疵の結果として滅失するときにはその危険を負わなくてはならない。たとえば、ブレークの技術的な欠陥を理由に全体損害が惹起されたときには取消権を有する買主は、引渡された車の価値を差し引く必要なく、自己の支払った売買代金を返還請求できる（契約法上の清算の第一類型に相応する）。②同様に、給付物が偶発的あるいはより高次の力（たとえば地震など）によって破壊されたときにも（民三五〇条が適用される（第二類型）。v. Caemmerer は、これらの点で、「差額説」の基本原則に対する例外がみとめられなくてはならない、といふ。

v. Caemmerer は、これに対して、③給付物が買主の有責事由（たとえば、車のキーのかけ忘れによって盗まれたなど）によって滅失したときには、買主にその危険を割り当てる「差額説」を適用してよいとする（第四類型）。また、④給付物が買主の使用中に滅失したときには、その滅失に買主が有責であつたかなかつたかにかかわらず、

「差額説」に従つて、支払われた売買代金が給付物の価値を超えてゐる限りで、その一部を返還請求し得るにやが  
ない（第三類型）、といふ。

ハーハー v. Caemmerer は、（<sup>(4)</sup> 契約上の救済手段（解除）を主張するか、契約外の救済手段（錯誤・詐欺取消  
＝給付利得）を主張するか、または、（<sup>(5)</sup> 約定が双方によつて実行されたか否かを問わず、双務性に即した形で統一  
的な清算を導くに至るのどちらか）。

Huber <sup>ア</sup> v. Caemmerer <sup>ハ</sup> 同上 <sup>ア</sup>、解除法の清算規定（<sup>(6)</sup> 民三五〇条・三五一条）を取消の場合にも適用  
する。Huber は、<sup>レ</sup> 民三五一条は、<sup>レ</sup> *venire contra factum proprium* の特別な発現形式であり、そこの有責と  
は受領者の自己の行為（eigene Handlung）を指してゐる。そこから、買主は、無分別な物の取扱いによる  
のはやむを得ん、單なる使用によって滅失させた場合にもその危険を負うとする。<sup>(7)</sup> Huber は、詐欺の場合に「差額  
説」が適用されると明言してはならないが、結論的に v. Caemmerer 説に近づく。

Honsell <sup>ア</sup>、詐欺取消の場合に「差額説」を採用するが、ただ、Honsell の場合は、<sup>レ</sup> 民三五一条の「有責」  
の解釈の仕方 <sup>ア</sup> v. Caemmerer <sup>ハ</sup> Huber <sup>ハ</sup> 異なるので、実際上の見解は v. Caemmerer 説に異なる。<sup>(8)</sup>

つまり、Honsell は、やがて Schewenn の解釈になら、<sup>レ</sup> 民三五〇条は滅失が物の瑕疵から生じた場合にのみ  
適用されると解かるので、詐欺取消の場合にも右の基準に従つた判断が行なわれるとする。たとえば、Honsell によると、買主が受領した物を第三者に強制執行されてしまった場合、物の客観的価値が代金額と等しい限りで、彼  
は代金を返還請求できなくなることになる。<sup>(9)</sup> つまり、<sup>レ</sup> の見解によれば、給付物の滅失が給付受領者（買主）の有責に  
よつて惹起されたか否かを問わず、給付物の危険を「たんてき受けた受領者（買主）はある場合に損失を相手  
方に転嫁してはならぬ」となる。もう一例、v. Caemmerer は、Honsell の見解に対しても次のように反論す

る。すなわち、立法者の意思は、偶發的滅失の場合にその危険を売主に負担させるところの点で明白であり、レ民三五〇条の Honsell のような制限解釈は、解釈論としては不可能である<sup>(52)</sup>、と。なお、Wieling も Honsell の見解と同様である<sup>(53)</sup>。

(B) 以上の諸見解は、いずれも新しい「差額説」の見地から詐欺の場合にも双務性を貫徹しようとするものであった。これに対し、Leser は、事実的双務関係論に依拠していふ。v. Caemmerer の右の清算原則の影響をうけ、かつての見解を改め、詐欺取消を理由とする清算の場合にも当初の給付交換契約における対価的相互性が考慮されるべきである<sup>(54)</sup>ことを説いた。Leser は、レ民三一一条以下の双務契約上の危険分配原則を模写するにしたがって v. Caemmerer の示した清算の一般原則にも相応する以下のようないくつかの危険分配原則を導く。すなわち、受領者は、第一に有責、または第二に自由な行為によつて給付物を滅失させた場合には、滅失に対して責任を負わなければならず、損失を他に転嫁してはならない。彼は、自己の行なつた給付を滅失の犠牲にしなければならず、その給付を回復することはできない。従つて利得債務者は、自分自身が現に利得している場合にも、免責されることがある。第三に、売主の危険領域内にその起源を持つ損失（たとえば、物の瑕疵が買主の許で物の滅失を惹起したというようない）が問題となるときには、レ民三三四条の思想は、売主が清算のさいにも危険を負わなくてはならないとするべく。売主は、同価値の物品を回復することなしに受け取つた給付（売買代金）を返還しなくてはならない。最後に、第四に、給付物が偶發的に滅失したという残った領域について v. Caemmerer は、「残念ながら」という表現を使って、滅失の危険を給付者に負わせることを考えた。それは、彼がレ民三五〇条とハーベル統一売買法とのパラレル構成をとりつい、この問題を処理しようとしたがためであった。しかし、このような結論は、レ民三一一条の原則と矛盾し、その限りで「差額説」の本来の成果を失わせることになるであらう、と。そして、Leser は、

次のようにいふ。v. Caenmerer のよろこ利得法を解除準則に調節する考え方は、第一に、誤ってなされた給付交換契約の諸原則と利得法上の清算請求権とを結合させる試みと相入れない。また、第二に、そのような調節はその成果が一般に承認されている長くかつ統一的な判例が基礎づけてきた法形成をも軽視するものであろう、と。その結果、v. Caenmerer と Leser の見解の間には多少結論的にも違いがでてくる。それは、既給付のケースでの第一類型の場合である。Leser は、既に述べたド民三五〇条以下の解釈論を直ちには利得法に従つた清算についての基本原則とはせず、その基本原則はあくまでド民三三三条であり、この原則がむしろ解除の場合にも基礎づけられるべきであるとする考え方をとっている。したがつて、v. Caenmerer がド民三五〇条の解釈から、この場合を売主負担とするのに対しても、Leser は、それをド民三三三条により修正し、買主負担と解している。そして、Leser は、解除準則を利得法に調節する方が、歴史的な流れに合致するとしている。つまり、解除準則を修正しようとすると動きは、類似の清算手段である給付利得法において実務の努力によつていわば給付交換契約における双務関係の余後効が確保されたことに起因しているのであり、そこで到達した判断が解除法をも律するべきであると考える。<sup>(55)</sup>

しかし、こうした細部にわたる結論の違いは別として、可能な範囲内においては、<sup>(56)</sup>無効・取消・給付利得と解除とで、契約清算的見地から危険分配の問題を統一的に処理するのが近時ドイツ民法学の支配的な傾向であることは確実なようと思われる。このような方向は、アメリカ法などではすでにみとめられているものであり、我が国においても漸次参考にしていくべきであると思われる。

(1) 第一判決について  
拙稿第一号の註(2)参照。

(2) BGH一九七一年一〇月一四日判決(BGHZ 57, 187)。原告は、被告およびその使用人から中古車を七三七〇マルクで買った。原告は、契約締結のあと、この車が無事故車であることをついて被告側の保証を得た。車は引渡後原告に有資な事由によって滅失した。ところが、原告は、その後数週間して、この車が以前に一度も事故を惹き起こしていた

じことを知り、被告との売買契約を錯誤および詐欺を理由に取消し、支払った売買代金の償還を請求した。一・二審は、原告の請求を棄却して車の価値減少分の請求しかみとめなかつた。BGHは、被告が一度目の事故について了知したこととを認定し、ド民八一八条四項、八一九条一項を適用して原告の代金償還請求を認容し、その上で原告の請求額を事故についての原告の有責分だけ減じた(ド民一四一一条・二五四条)。

(3)

ド民八一八条四項・受領者は、訴訟係属の発生時から一般原則に従つた責任を負う。  
ド民八一九条一項・受領者が受領のさいに法律上の原因の欠缺を知りまたはその後これを見つたときは、彼は受領のときまたは欠缺を見つたときから、返還請求権がこの時に訴訟係属になるものと同様の返還義務を負う。

(4) ド民二五四条一項・損害の発生のさいに被害者の有責が関与したときは、損害賠償および賠償の範囲は、諸事情とりわけ損害が主としてどちらの当事者によつて惹起されたかによつて決められる。

ド民二四一一条・債務者は、取引の慣習を顧慮し信義誠実の要請に従つて、給付を行なう義務を負ひ。

(5) ドのBGHの判決が売主側に滅失のリスクを負担させた実質的な意味は次の点にあると思われる。第一は、量的な視点からとらえた意味である。すなわち、販売者は、新車市場の競争関係が激化すると、ユーザーの使用していた車の下取りをするようになる。販売者は、自分の手元に下取り中古車を多く残さないためには、それを早急に売却処分しなければならない。そこから、彼は、中古車の瑕疵を黙秘したり積極的にそれを隠そうとする。第二は、質的な視点からとらえた意味である。売主である販売業者は、買主であるユーザーに比べて車の専門知識や情報量において大きな優越性を持つている。それゆえ、車の性質について詐欺が行なわれたケースでは、ユーザー側をできるだけ保護する方が消費者保護(Konsumentenschutz)に近づく(Flessner, Haftung und Gefahrbelastung des gefäuschten Käufers, NJW 1972, S. 177f.)。だが、本稿は給付物の返還請求をめぐるクラシックな議論の展開を目的とするものである。」たがつて、本稿では必ずしも消費者保護との接点を意識していない。しかし、それは決して消費者保護の問題を看過したり、意図的に除外するものではない。消費者保護の問題は各論的な性格を有するものであり別個の考察を要するものと考えておきたい。

(ω) Weber, Schrottwagenfall, in Beuthien/Weber, Ungerechtfertigte Bereicherung und Aufwendungseratz, 1976, S. 11ff.

- ( $\sim$ ) Leser, Saldtheorie. a. a. O., (論理工の論理( $\infty$ )) S. 78ff.; Soergel-Mühl, BGB. 10. Aufl. § 818, 43; Pawłowski, Rechtsgeschäftliche Folgen nichtiger Willenserklärungen, 1966, S. 51.; Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts 10 Aufl. Bd. 2. Besonderer Teil. S. 443. たゞ、Larenz は「糞穢説」を論理的の場合に適用せんとする。  
 もう一つ。やがてやがて、詐欺者の詐称の結果物の滅失は、たゞかに詐欺と併ふ内容連続性を有つたら、しかし、詐欺者は悪意者であつて、被詐欺者はこの點は高く保護を取つべきであつてゐる。やがてやがて、詐欺による利益を得た者は、彼のした反対結果の滅失の危険を負へなければのが合理的である。」  
 (∞) Weintraub, Der arglistig gefäuschte Käufer, NJW 1970, S. 637.; Fikentscher, Schuldrecht, 6. Aufl. 1976, S. 612.; Brox, Besonderes Schuldrecht, 4. Aufl. 1976, S. 252.  
 (σ) Diesserhorst, Die Natur der Sache als außergesetzliche Rechtsquelle verfolgt an der Rechtsprechung zur Saldtheorie, 1968.; Ders., Urteilsammerkung, JZ, 1970, S. 418.  
 (τ) Fleßner, a. a. O. (論理工の論理( $\infty$ )); Ders., NJW a. a. O. (論理工の論理( $\infty$ )).  
 (η) Kühne, Urteilsammerkung, JR 1972, S. 112.  
 (ι) Flume, NJW a. a. O. (論理工の論理( $\infty$ )).  
 (ζ) Wilhelm, a. a. O. (論理工の論理( $\infty$ )).  
 (η) Reeb, a. a. O., (論理工の論理( $\infty$ )). たゞ、Reeb の見解は、結論的では Flume 論理工の見解だら、一般論的では Flume  
 の見解と結論的では詐欺のターミンが、おこる個別の滅失のターミンが原因で負わせらる。 (後述論理( $\infty$ )).  
 (ι) v. Caenmerer, a. a. O. (論理工の論理( $\infty$ )).  
 (ζ) Huber, a. a. O. (論理工の論理( $\infty$ )).  
 (η) Honsell, a. a. O. (論理工の論理( $\infty$ )).  
 (ι) Wieling, a. a. O. (論理工の論理( $\infty$ )).  
 (ζ) Leser, a. a. O. (論理工の論理( $\infty$ )).  
 (η) Weber, a. a. O., S. 17.  
 (ι) Weber, a. a. O., S. 17.

- (23) Weber, a.a.O., S. 17.
- (24) Weiber, a.a.O., S. 17.
- (25) 近時の民法の解釈並いにいたり、拙稿第一回七九頁以下参照。
- (26) Dieserhorst, JZ a.a.O., S. 416.
- (27) Dieserhorst, JZ a.a.O., S. 418.
- (28) Dieserhorst は、給付物を有責に滅失させた者は常にその危険を負担するべし。したがひて、その場合には、有責な買主は、損傷賠償をした上で代金の償還を請求するにいたる (JZ, a.a.O., S. 419)。
- (29) ニ民法四七条前段：解除の場合に、毀損・滅失またはその他の原因により生ずる返還不能を理由とする損害賠償請求権は、給付受領の時以後、所有権に基づく請求権の訴訟係属発生後の所有者一占有者間の関係に関する規定に従つて定められる（たゞ、ニ民法四六七条は約定解除に関する諸規定を瑕疵担保解除に準用す）。
- (30) Flessner, NJW a.a.O., S. 1777.
- (31) リの見解の意義は、前述した諸説と異なり、買主が無責の場合と有責の場合とを同一のメカニズムで理論構成できることにある。第一判決は、リの立場に最も近づいて思われる。たゞ、リの説は、給付物の滅失に買主が有責の場合、もはや解除規定との均衡を考慮せずにそのままリスクを売主に負わせ、ニの上位ノルマ第一回二条(1)五十四条に従つた衡量より買主の有責分を彼の請求額から控除する。
- (32) Vgl. Lieb, Urteilsammerkung, JR 1972, S. 444; Honzell, NJW a.a.O., S. 352. たゞ、リの説に対しては次の點が批評がある。たゞ、リの説は、Dieserhorst 説の同様に、並非（たゞ）（=相互関連性を有しない）帰責尺度をリストする（たゞ）。
- (33) Wieling, a.a.O., S. 398; v. Caenmerer, a.a.O., S. 625 ff.
- (34) Honzell, a.a.O., S. 353; Wieling, a.a.O., S. 401.
- (35) Honzell, NJW a.a.O., S. 351; Wieling, a.a.O., S. 401.

(36) おお國だいの点を鋭く指摘するものとして、好美清光・「不當利得法の新しい動向について」、判例タイムズ三八七号二二頁参照。

(37) Flume は、「されど、双務契約が錯誤・詐欺・強迫によって履行された場合には、給付受領者に自発的な『財産上の判断』がないものにして、給付物の偶發的滅失のリスクを詐欺者（強迫者）に負わせられた（Flume, a.a.O., S. 173. たゞ、前田Tセキ六頁参照）。

(38) Flume, NJW a.a.O., S. 1164.

(39) Wilhelm, a.a.O., S. 64.

(40) Reeb も、Flume が取得物を『所持』(Haben) した場合とそれを『使用』(Einsatz) と供した場合を区別し、後者の場合とのみ買主に偶發的滅失の危険を負わせねばきたまないと反対し次のよう述べる。買主がその車を『自分』の『財産として受領後、車が(a)事故で破壊されたかまたは(b)ガレージから盗まれたかで結果必ず同一の相違も生ずぐれどはない。財産上の判断は、売却物を受領したことの中に見るべきであらう。』(a.a.O., S. 117)。

(41) 抽稿第一号二二の註(24)参照。

(42) v. Caenmerer, a.a.O., S. 621 ff.

(43) v. Caenmerer がいのよへん柔軟な「差額説」を主張するに至つた実質的な理由は、次の点にあると思われる。すなへや、元来一つの生活事実関係は一つの法的手段によって解明されなくてはならない。それゆえ、契約上の救済手段と契約外の救済手段とで結論が異なるところには回避しなければならない、ところとじである。

(44) v. Caenmerer のいのよへん利益衡量の一つの基礎になつてゐるのは、双方の事件とも詐欺によつて惹起された車の価値減少分が僅かであるところである（第一判決のケースでは、価値減少分なし。第一判決のケースでも一〇〇マルクにすぎない）。

(45) v. Caenmerer, a.a.O., S. 637.

(46) 自動車取引の大部分が賦払金や手形と引き換えに行なわれるなどを考慮に入れるべし、先給付の場合をいかに処理するかは特に重要な問題であった。v. Caenmerer は、この清算原則の確立によつて、先給付の場合と既給付の場合と結論が逆になり、双務性を貫徹しえないとさう従来の「差額説」の欠点を克服した。

給付利得と解除規定 ③

- (47) Huber, JuS, a.a.O., S. 439.; Ders., JZ, a.a.O., S. 438f.
- (48) Huber, JZ, a.a.O., S. 439.
- (49) Honsell, MDR, a.a.O., S. 719.; Ders., NJW a.a.O., S. 350.
- (50) 相應兼1時○(K同參照)
- (51) ふたば支拂ヒヤ、貰出だ、v. Caenmerer & Huber の眞解だと思はば、代金引取の過誤請求おもむじなど勿れんよな。
- (52) v. Caenmerer, a.a.O., S. 631.
- (53) Wieling, a.a.O., S. 397. Wieling は、給付交換型双務契約における、一般に双務関係 (Synallagma) を幾語か述べる。併し、双務契約の清算が問題となる限り、それが詐欺取消であると解消であるとを問わず、双務性の原則に即してリスク分配の問題を処理しなくてはならないとする。具体的には、v. Caenmerer へ亘つて、民法五百〇条以下の解除規定を根拠として統一的な清算原則を導き出している。しかし、Wieling は、民法五百〇条の規定をやめても誤りであるとする立場に立ち、併し、解釈論としておれを出来の限り制限すべきであるとの、民法五百一条の「有責」を単なる受領であるところに最も広義に解する。それゆえ、v. Caenmerer が売主はリスクを負わせたまゝたゞの偶發的滅失の場合 (第一類型) の危険も受領者である買主に負わせぬ。したがひ、Wieling は、既給付、先給付を問はず最も双務性を貫徹する立場をとっている。
- (54) 前注①七九頁参照。
- (55) Lesser, a.a.O., S. 120.
- (56) Lesser, a.a.O., S. 118ff; 213ff.
- (57) Lesser, a.a.O., S. 121f.
- (58) v. Caenmerer, a.a.O., S. 629f.
- (59) Lesser, a.a.O., S. 216.
- (60) Lesser, a.a.O., S. 214. Lesser がその理由を次のようす。解除法に従った清算のあとの双務関係の余後効は、本来給付利得に従った清算の場合より強くなるだけではあるまい。なぜなら、給付利得においては、当初の給付交換

(61) 契約が脱落または無効となるのに、解除の場合には契約をただ内容的に変更させるにすぎないからである、と。

加藤(雅)助教授は、行為無能力、錯誤、詐欺強迫などの場合に、「不当利得的清算にさいして対価性、双務性を全面的に顧慮すると、かえって妥当とはいえないような結果をもたらす（詳しくは次稿参照）。同じく売買契約無効の場合であり、その表見的法律関係は抽象的には同種であつても、その清算は決して一様に考えられるものではなく、無効な契約の具体的差異——対価的バランスがとれているか否か等——も顧慮されねばならない。ここでは、一定程度は問題を類型的に考えることはできるが、問題解決の最終的な方針は各事件毎の考察に委ねられるという性格が濃厚である」といわれる（加藤雅信・「類型化による一般不當利得法の再構成」・法協九六巻一〇号一三一〇頁）。本稿と関連、競合する問題について（氏の予想している事実関係は本稿のそれよりも範囲が広い）氏が具体的にどのような解答を導くのか、次稿の論述を待ちたいと思う。ただ、私は、少なくとも本稿で取扱つてきた問題（拙稿第一号の註(1)参照）に関しては、無能力取消の場合を除いて、無効・取消・解除を問わず契約の清算的処理で解決を図るべきだと考えていることを付け加えておきたい。

(ほんだ・じゅんいち=本学専任講師)

(未完)

## ヒンツェの国制史における人間精神の意義 (2)

山内進

### 三

ヒンツェがドロイゼンやシュモラーに対し示した反応は、當時としてはかなり特異ではあったが、決して突飛ではなかった。なぜなら、エストライヒの伝えるところによるならば、一八〇〇年代の後半にはすでに「比較的新しい国民経済学歴史学派や講壇社会主義の力量、とくに社会科学者として社会史家としてのシュモラー」という偉大な人格の威力や外国の社会学理論、そしてとりわけ重要な社会的状態や社会的経過の力が、より狭い意味での国制—行政—経済史のみならず、一般史にさえ影響を及ぼしていた<sup>(1)</sup>からである。シュモラーは比較史的方法、社会発展の考察、集合的現象の把握といった試みのうちに、早くも「彼の門下生とともに、つまり若きブライジヒやヒンツェとともに、ベルリンをドイツにおける早期的な社会史研究の最初の中心地としていたのである」<sup>(2)</sup>。ヒンツェは歴史研究の新しい流れの一員——もちろん数少ないメンバーの主要な構成員なのだが——にすぎなかつた。しかし、そのような試みはなお特異であった。ランケ流の伝統的歴史学を固守せんとした歴史家たちからなる「ツンフト」<sup>(3)</sup>はそのような傾向に明確に敵対し、しかもそれは依然として歴史研究の主流を成し続けたからである。そして、そがあたりの事情は、少なくとも第二次世界大戦の終了に至るまでは、基本的にはついに変わることはなかつた。そ

の理由づけはともかくとして、イガースの次の指摘は正当と思われる。「……とりわけドイツの遅れた政治的発展の故に、ドイツの歴史学は、他の国たとえばフランスやアメリカの歴史記述がそうであったよりも、はるかに高い程度でその古典的な伝統に囚われ続けた。そしてそれは、前世紀と今世紀前半を特徴づけた技術、社会、政治における深い変化により少ない程度でしか対応しなかった。技術的大衆社会の二〇世紀的な諸々の現実と一九世紀プロイセン的な教養市民層(Bildungsbürgertum)の貴族主義的な文化的、政治的偏見の特別の残滓を反映した歴史観との間に横たわる文化的ギャップを、ますます多くのドイツの歴史家たちに知覚させるきっかけとなつたのは、ただ一九四五年の敗北のインパクトだけだったのである。<sup>(4)</sup>」

とにかく、ヒンツェは青年時代にシュモラーに師事することによって、その学問の出発点においてすでに従来の歴史研究とは異なる道を歩み始めていた。彼に対して終生深い友情を抱き続けたマイネッケすらも、彼らの青年期を回顧して、「単なる学問よりも一人にとってより重要な意味をもつた歴史学の基本問題」への姿勢という面では、対立せざるを得なかつたことを伝えている。つまり、マイネッケによれば、ヒンツェは「クラウスケや私が愛していた秘密に満ち溢れた起源を有する個別の独立的生命を、顧慮しないわけではないが、一次的に探求するには値しないものとして、押しのけていたのである。」一八九一年にスイスへ共に旅行した折にも、彼らは、歴史は集合的なものかそれとも個別的なものか、について深く論じあつたという。「この出来事はこの問題に対するランプレヒトの公然とした登場前のことだった。」二人の若い気鋭の学者は当時の歴史学に課されていた基本問題を鋭く察知し、逸早く自己の立脚点を定めつゝあつたわけである。もちろん、この討論によつても、二人の「学問的思考の生得的な根本傾向」は変わらなかつたであろう。しかし、彼らはその時何らかの「成果」は得たのである。つまり彼らはそれぞれの「根本傾向」を過度にしてはならないと自覚したのである。今ヒンツェに關してのみ言うならば、

彼は、集合的なるものの意義を確認しつつも、「個別的なるものについてのより高度な理解」を得た、とされる。(6) 残念ながら、その「高度な理解」の具体的な内容は余り明らかではない。ただ、マイネッケの語る文脈の中で推察するならば、それは、一般的なものに比して個性的なものを、集合的なるものに比して個別的なるものを、人間集団の力に比して個人の力を余り軽視してはならない、ということのようである。とするならば、かの「成績」はやはり見過すことのできない意味を有していた、と言わなければならぬ。なぜなら、以下で伝えられるように、ヒンツェは制度史家として常に一般的、集合的なるものを考察の対象とし続けたが、その際、個性的あるいは個別的なもの、とりわけ人間精神の個性的作用に着目することを決して忘れなかつたからであり、そのことについてより立ち入つて論及するのが我々の主題だからである。

ヒンツェが個性や個別に注目したということは、伝統的歴史学に對して異を唱えた他の先覚者たちは相当違つた姿勢を彼がとつたことを意味する。一八九〇年代に早くも歴史の科学化を主張したカール・ランブレヒトやクトル・ブライジヒにとって、個性や個別はおよそ無視されるべきものでしかなかつたからである。したがつて、この二人が「ツンフト」によって論難され、拒絶され、結局は完全に無視された<sup>(7)</sup>のに対して、ヒンツェがなおそれ相応に「ツンフト」を受け容れられかつかなりの評価を与えられたのも、それなりに理由のあることだつたのである。しかし、ヒンツェは、伝統的歴史学の基本思想と同一の意義で、個性や個別を捉えていたわけではない。彼の場合、それはそれ自身で価値や意味を有するものではなかつたのである。そもそも、彼の基本的立場は集合的なるものを重視するところにあつたといふことが、改めて想起されねばならない。とするならば、彼は一体如何なる意味において個性や個別の重要性を認めたのだろうか。そしてそれは人間精神をめぐる社会科学的アプローチなどのような関係に立つのだろうか。我々は以下、このような疑問点を念頭におきながら、論述を進めて行くことにした

い。

まず第一に確認しておべきかいとは、ヒンツェが個別的なものだけでは歴史を把握し切れない、言い換えると集合的現象に関心を向けずして歴史を理解することはできない、と確信していたことである。このことは、例えばハンス・ブルッツの「プロイセン史」への彼の書評の中で、比較的はつきりと伝えられている。彼はその「著作の主要な欠陥」について次のように言及している。「作品は重要な主要行為や国家的事件の物語ではあるが、しかしそれはプロイセン的国家制度 (Staatswesen) の歴史ではない。国家形成の本質、封建的な領邦国家から生成しつつある君主制的統一国家への移行、国制上の諸機構との関連での社会的な諸基礎、経済政策と権力政策との間の関連、財務行政の本質、軍事的組織とその政治、社会的諸条件ならびにその諸帰結、こういった事柄のすべてがどこにおいてでも明確にかつ生き生きと語られてはいないのである。」しかし、そのようなことに立ち入らずしてプロイセン史の区分を果たすのは難しい。「ところで、著者の新しい研究傾向への軽侮が報復されているのである。彼は序論で……」の新しい研究傾向にあからさまに反対していた。ランプレヒトのドイツ史——著者はその名を挙げてはいないが、彼がこれを念頭においているのは明らかである——に絶えず突っ掛かるのは全く無益である」と。ヒンツェにとって、国制史は單なる事件史でも外交史でもその「物語」でもなく、包括的な意味での「国家制度」の歴史に外ならない。そして、そういった国制史は明らかに「新しい研究傾向」の流れに棹さしている。それ故に、彼は「ランプレヒトのドイツ史」への無益な「軽侮」をはつきりと批判したのである。彼は集合的現象に注目することこそ有益なことだと主張したわけである。

この書評が発表されたのは一九〇〇年のことである。この段階で彼が「ランプレヒトのドイツ史」に明確に好意的な立場を表明しているのは、彼の確信の強さと学問的誠実さと勇気そして彼の特異性をよく示している。なぜな

ら、周知のように、一八九〇年代にドイツの歴史学界を席巻した「ランプレヒト論争」<sup>(9)</sup>において、ランプレヒトとその方法は完全に孤立していたからである。マイネッケをはじめとする歴史家たちはみな歴史は個性的、個別的なものであるが故に、集合的現象の社会科学的把握など不可能だと断定したのである。しかし、ヒンツェだけが唯一の例外だった。彼はすでに、「個別主義的歴史理解と集合主義的歴史理解」<sup>(10)</sup>と題された論文において、ランプレヒトの「文化史」的方法の要請のうちに「そのものとしては正しい原理」が存在する、と明言していた。したがって、「ランプレヒトは一八九七年の初頭、ヒンツェの批評のうちにむしろ基本観照の接近を発見し得た悦びを叙すことができる」<sup>(11)</sup>ほどである。だが、この論文が他方で「批評」という側面をあわせもっていたことが忘れられてはならない。彼はランプレヒトに抗して個別的なものの歴史的意義をも主張したのである。マイネッケが後にヒンツェのそのランプレヒト論をさして「ランプレヒトに関する最善のもの」と呼んだ理由もそこにある。たしかにこの発言はマイネッケ自身が晩年になって社会—経済史の評価を高く改めたことと密接に結びついているだろうが、それはまた彼がヒンツェの「新しい研究傾向」のうちに依然として伝統史学的なものをも見出し得たことによつているのである。したがって、ヒンツェが集合的なものを歴史研究の対象とすることの重要性を知覚していたのはすでに明らかであるから、このことを確認し前提とした上で、彼がなお個別的なものの意義を認めたというのは如何なることかを次に探ることにしよう。そのテーマを早期にしかも直接論じているという意味において、その際の素材はまず彼のランプレヒト論である。

大変興味深いことに、ヒンツェがランプレヒト史学における「そのものとしては正しい原理」と呼んだものは、実は「社会心理学的考察方法」だった。しかし、彼がそれをさして「そのものとしては正しい原理」とあえて呼んだ理由を解き明かすには、集合的現象を科学的に把握せんとしたランプレヒトがなぜそのような方法をとったかを

あらかじめ知つておく必要がある。ごく簡単に言えば、彼が社会心理学的方法を歴史研究に適用せんとしたのは、やはり歴史学の科学化と歴史法則の発見に努めたためであった。なぜなら、彼の考へでは、歴史上の諸時代は各々それ自身の社会心理的生命を有した全一体であるから、過去のそれぞれの時代の集団心理の研究が歴史的経過の厳密に論理的で因果的な連関を発見可能にするからである。<sup>(14)</sup>つまり「ランプレヒトは全ての社会形成物のうちに全体的意志、全体的感情、そして後に彼が社会精神的統一体と呼んだ諸々の観念や概念の全体的複合物を見た」のであって、それを把握するために社会心理学的方法を必要としたのである。このようにランプレヒトの社会心理学的方法の背景には、ただ単に集合的現象の社会科学的把握という意図だけでなく、そういった現象をいわば「社会精神的統一体」とみなす独特の認識があつた。ヒンツェが「社会心理学的方法はおそらく一八世紀後半以来の精神科学の分野における最も重要な成果である」と言い切りつつ、ランプレヒトの方針のうちに「そのものとしては正しい原理」を確認したのも、やはりそれに近い認識を彼が抱いていたためと思われる。というのは、彼によつて、ヘーゲルの「客觀精神」もヤーコブ・グリムの「民族の魂」も、結局は「集団心理的過程の産物である精神的な集合的力」と理解されるにすぎなかつたほどだからである。ちなみに、彼はかかるヘーゲルやグリムの概念の如きは「理想主義的一面性」に陥つていたが、それもコントやスペンサーの「実証主義」をへて正されるに至つており、ランプレヒトの「ドイツ史」は「少なくとも……」の傾向における著しい進歩をなしている」と記している。とにかく、刮目すべき点は、ヒンツェが集合的現象に精神の面からアプローチせんとしたことである。それ故、彼は、当時のドイツにおいて解釈されていた意味でのマルクス主義が一面的な経済＝物質主義によって超人間的な歴史理解を試みていたことを、ランプレヒトのそれから完全に区別する。彼によれば、「ランプレヒトを、そして……ドイツのみならずヨーロッパにおける総ての近代精神をこの幾らか時勢遅れの見解から分つものは、まさにマルキストの粗

雜な客観主義と主観－心理学的考察方法つまり全近代文化のこの特徴的な產物との間に存在する巨大な懸隔なのである。<sup>(16)</sup> 要するに、「社会心理学的方法」の「顯著な意義」は、集合的現象の歴史的意義に着目しつつ、しかもマルクス主義的物質主義とは正反対に、人間精神の重要性を確認せしめることにある。彼は言う。「歴史にあっては、人間を担い手とするもの以外にはその推進力は存在しない。もちろんこの人間はただ個別的に存在するだけではなく、わけてもまた社会的結合の下にある。そこにおいて、あらゆる制度の生きた核心であるあの精神的な集合的力が生み出されるのである」と。つまり、ヒンツェにとって、集合的現象を扱うということは集合的精神を問題にすることであり、それは即人間を歴史の主体として「起動的モメント」とみなすことを意味した。このことはまた、言うまでもなく、国制史が常に人間精神との関連で追求されねばならないということでもある。それ故に、ヒンツェにとって、人間精神は常に国制史の不可避的構成要件に外ならなかつた。ランプレヒトのうちに彼が見た正しさとは、まさしくこの点に帰着する。

しかし、ランプレヒトの社会心理学的考察方法は「そのものとしては」正しいとしても、つまり精神への洞察を重視する点では正しいとしても、その適用方法にかなり問題がある、とヒンツェは考えた。ランプレヒトにあっては、いわばかの「全体的複合物」があたかも实体であるかの如く独立に存在した。つまり、個別的精神の存在が無視されたのである。ヒンツェはこれを批判した。「ランプレヒトの理解するところでは、個別の生命と共同体的生命は無縁であり、相互に有機的に結合することはない。個別主義的考察方法と集合主義的考察方法の主観的対立から、彼は個別的生活領域と集合的生活領域の客観的対立を作り出したのである。そして彼は、一個の共通精神を形成してきた社会的集団や団体の内部での『集合的現象』を考察するために、個別モメント（もちろんその存在は認められている）をも完全に除去することが許される、と考えたのである。そのような考察は、たしかに、ある対

象についてしかもある制限つきで、正当たり得ることはある。しかし、それは一般的な方法原理としては一面的であり、したがつて誤っている。なぜなら、緊密に結合し合つた人間集団の生命を支配する、かの共同的で動機的な観念群は、とにかく最終的には個々人の精神的行為に端を発するからである。……したがつて、個別的モメントは集合的現象にとつてもまた決して無視されて良いわけではない。一般にそこにこそ特殊な集合的個性の源泉を探求しなければならないようだ。それはまたより以上の発展のための最重要の動因でもあるのだ<sup>(18)</sup>。ヒンツェは、集合的現象を歴史研究の対象としそれを社会心理学的に把握することを認めはしたが、それらと個別的要素との間の連関を断ち切ることに強く反対したのである。ランプレヒトが個別と集合的現象を截然と分け、前者は一回性の領域であり自由が支配するが、後者は一般性の領域であり必然が支配するから、科学的歴史学＝文化史は後者だけを対象とすべきだと主張したのに對し、ヒンツェはこれを行き過ぎと考へたわけである。たしかに、彼は、「歴史学 (die historische Wissenschaft) ができる限り深部に及ぶ社会心理学的研究の広い基盤の上に置かれなければならない」という点で、ランプレヒトに同意する。しかも、彼はそれをランケ史学に対する「一つの進歩」である<sup>(19)</sup>ことを認める。「地理学的比喩で語るならば、我々は山脈の連なりや頂上だけでなくその根幹を、そして表面の高さや深さだけでなく全大陸塊をも知りたい」と彼は語る。だが、彼はさういふ付け加えた。「しかし、それは従来の学問的志向の修補であつて、歴史学の革命ではない。」ヒンツェは伝統史学の個性や個別を重視する立場を否定するのではなく、その「修補」として集合的現象の社会心理学的把握を位置づけていたわけである。マイネッケが高く評価した所以である。

しかし、ヒンツェが個別的なるものの意義にあくまで注目したのは、決して伝統的な歴史思想と同一の意味においてではない。そもそもランケ流の伝統史学は個性や個別にそのものとして価値や意味を認め、生命の豊富さと多く

様性を強調し、それを美学的に記述する」といふものであった。「個性は筆舌に尽し難く、”Individualum est ineffabile”」これがその基本思想なのである。イガースによれば、全く奇妙なことに、実はランプレヒトその人そのものの思想に毒されていた。なぜなら、彼は個別的なものそして個人の自由な行為を無視したが、それはおよそそうちたものの科学的、合理的把握は不可能なのであり、「発展の不斷の連續性」が確認される社会的行為のより大きな領域についてのみ集合的方法による法則の発見が可能となる、と思念されていたからなのである。<sup>(20)</sup>

ところが、ヒンツェは「緊密に結合し合った人間集団の生命を支配するかの共同的で動機的な観念群は、とにかく最終的には個々人の精神的行為に端を発する」と明記し、「一般にそこにこそ特殊な集合的個性の源泉を探求しなければならない」と言い切っていた。彼は「個々人の精神的行為」にまで科学的あるいは合理的分析の矛先を向けんとしたのである。ただ、彼は、「いつでも、重要なのは個別的生の諸力と共同的生の諸力との相互作用、反作用である」という見解をとったから、これを「個別主義的心理学」によって果たそうとしたわけではなく、むしろ「集団心理学」との「結合」のうちに行ない得る、と考えたようである。つまり、個別的生自体がすでに社会的なのだから、これを孤立してとり出すことは不可能あるいは無意味であり、「個々人の精神的行為」を問題にするのだ歴史に対して、ヒンツェがその「窮屈的な原因」である個人をも社会的平面で把握しつゝ、心理学的にアプローチせんとしたことである。つまり、ランプレヒト論におけるヒンツェの方法は、「個々人の精神的行為」に歴史の主体的活動の最終的要因を見ようとする点で一九世紀ドイツ歴史主義的な個別思想と合致するが、「個々人の精神的行為」を独立したものとせず、社会的なそれに端を発する集合的現象をあくまで研究対象としつゝ、その社会心

理学的な理解を歴史研究の課題とした点で、理想主義的、個人主義的な伝統的歴史主義思想から離れるのである。

ヒンツェが集合的なるものの把握を精神との関連で、しかも個別的な精神とのそれのうちに合理的、科学的に追求せんとしたのは、おおむね以上のことからほぼ明らかであろう。しかし、これはなお余りに一般的、抽象的な説明に留まっている。精神とりわけ個別的な精神との関わりの中で集合的現象の歴史を合理的に把握することを目指すといつても、それがどのような意味内容をもち、かつどのような方法論上の狙いのうちに主張されたのかは、それだけでは依然としてはつきりしない。我々は、ここでランプレヒト論から離れて、次にもう少し広くかつ詳細にヒンツェの国制史研究における人間精神の意義、役割というものを追求してみることにしよう。

彼にとって、国制史とは何よりもまず超人間的な集合的現象を中心的対象とするものであり、その限りで自身もまた個々の人間の力を超える要因を重視するものであった。とりわけ彼が重視したのは、国家を具体的な政治的連闊から解き放つ考察方法を否定し、國家の外的形態とその内的構造つまり國制との緊密な結合である。それは明らかにランケ的な外交史の延長線上にあるが、彼が言わんとしたことはそれに尽きない。即ち、彼は國制の最も重要な表現を「権力闘争の帰結のみならず、地理的状況や一般的な交通関係の帰結をも自ら示す国家形成の諸事実」のうちに確認したのである。彼は単なる事件史の枠を超えて、地理的、自然的、社会的状況の歴史規定的性格に鋭く着眼したわけである。彼のこのような国制史観は現代の「社会史」的潮流から鑑みるならば、やはり大いに評価されて然るべきであろう。しかし、我々の中心的論点はそこにはない。むしろ、ここではヒンツェがそのような着想を得つつも、なおその際次のような保留を付加していることを、重視しておきたい。彼はこう付加したのである。「それにもかかわらず、法と国制は民族精神の産物であるという歴史法学派の basic 思想は、ただ単に總てを個人の意志と計画的な計算に還元せんとした、より古い觀念と対立するという点においてだけではなく、諸国の自然

的性質のうちに或いは経済的生産関係のうちに歴史的運動の駆動力を発見せんと考える、より新しい理解に対してもまた、不変の実り多い真理を含んでいる。とにかく、社会的諸制度を創造するか或いは破壊するのは、窮屈的にはいつでも精神的な諸力と事件なのである。外的世界のありとあらゆる作用は精神的媒介物を経なければならぬ。そして、問題となるのはただこれに強力な屈折力がより多く帰せられるのが或いはより少なく帰せられるのがということであり、これがどの程度まで独自の力強い個性をもち反作用を及ぼすのかということである」と。要するに、ヒンツェは人間的行為を超えた諸々の条件に国制が規定されるという見解を示しつつ、なお「社会的諸制度を創造するか或いは破壊する」「精神的な諸力と諸事件」の存在に大きな意義を求めたのである。というのも、彼の判断するところでは、たしかに人間精神は諸状況に規定し尽されるものではなく、一定の創造的作用を営むことができるからである。彼はシェーラーへの批判の中でこう述べている。「分かたれない神——自然から離れる人間精神はまさしく『創造する鏡』として作用する。それはマクロコスモスをその固有の精神——自然的存在をも含めて反射しつつ、同時にまた何か新しいもの即ち宗教、形而上学、芸術、学問の本質を構成し、我々が『ミクロコスモス』として総括することのできる多様な精神的意味内容を創造する」<sup>(22)</sup>。マイネッケがこれよりも後にやはり「創造する鏡」という用語を使用したことからも窺われるようだ。ヒンツェのこのような「精神」観はかなり伝統的なものである。しかし、そこに認められる相当程度の正当性というものをとりあげ無視することとしても、彼がそれを決して非合理的な、「ドロインゼンのX」の分脈の中で訴えたわけではないということは、看過されではならない。ランブルヒト論において明言されていたように、彼はそういった精神を有する人間を「個別的に存在するだけでなく、わけてもまた社会的結合の下にある」社会的存在として把握していたのである。したがって、彼の場合、人間の精神的行為は社会的、経済的、政治的諸条件等々の制約下にあって、その下で限定された範囲で一定の創造的役割を果

たすぎない。興味深いことに、精神の意義を認めつつその社会性にも注目するというこの点で、ヒンツェはヴェーバーとほぼ意見を同じくしているように思われる。というのは、ラインハルト・ベンディックスによれば、「初期ウェーバーの社会・経済学的研究をかえりみてあきらかになることは、彼がマルクス主義や社会進化論者の集団主義にたいして諸観念と個人の重要性とを主張し、しかもなお、マルクス主義と同じくらい、個人の行為の社会的基礎をも重視した、ということ」<sup>(23)</sup>だからである。もとより、ヒンツェがヴェーバーと同じ程度にしかも同じ意味で「個人の行為の社会的基礎をも重視した」とまでは言えないであろう。しかし、集合的現象の重要性の一面的主張に対しても個人とその精神を対置し、他方でそれを伝統的歴史思想の如くすぐれて哲学的、抽象的に捉えることなく社会的に把握せんとしたという根本的な姿勢の点で、二人は一致するのである。それ故、ベンディックスが人間精神と政治的、経済的諸利害との関係に関するヴェーバーの「研究の導きの糸となつた基礎視角」の定式化を、ヴェーバー自身の作品からではなく、ヒンツェのそれから引き出したのは、まさしく象徴的な出来事と言えるだろう。

実際、この定式はヒンツェ理解にとっても極めて重要なので、少々長くなるが次に引用しておきたい。

「すべての人間的行為は、政治生活においても宗教生活においても、單一の源泉から生ずる。現実的な諸利害つまり政治的、経済的なそれ……が通例いつでも人間の社会的行為に最初のはづみを与える。しかし、觀念的な諸利害がそれを鼓舞し、精神化し、その正当化に尽す。人はパンのみにて生くるものにあらず。人は、自らの生活の利害を追求する時、良心をもとうとする。そして、人は、生活の利害を追求する時、それと同時に純粹に利己的な目的よりもより高い目的に仕えていくとの意識をもつ時にのみ、最大限にその力を發揮する。そのような精神的翼をもたない利害は片端である。しかし、他方、諸観念もまた歴史生活においては、それが現実的な利害と結びつくならばそしてその限りでのみ、貫徹することができる。上部構造と下部構造に関するマルクスの図式は、私には、利

害と観念とのこの独特の結びつきを表現するには、効果的とは思われない。それでは『イデオロギー』がややもすればすべての現実性を奪わってしまうということを全く除外するとしても、それは、『革命』の動力学を具体的に説明しようとしているのに静力学の精神のうちに考えられている、という欠陥を有している。下部構造が変革される場合、上部構造はそれに呼応して変わるからその変革に従うというのではない。上部構造は全体とともに崩壊するのである。私が思うには、利害と観念が両極にあって共に織り成す秩序があると考える方がより適合的であろう。利害と観念はそのいずれも他方なくしては歴史的意味で長く存続することはできない。そのそれぞれは自己の補充として他方を必要とする。利害が強く追求される場合には、イデオロギーもまたそれを活気づけ、強化し、正当化するために形成される。そして、このイデオロギーは行為の基盤である生の過程そのものの不可避的断片として、『現実的な』利害そのものと全く同じように作用する。かつて、他方ではまた、観念が世界を征服せんと欲する場合には、それは現実的な利害の加勢を必要とする。たしかにその際、利害がしばしば観念をその本来の目的から多かれ少なかれそらし、或いはまた変更し改造するといふことはあり得るのだが。<sup>(24)</sup>

この定式からまず確認されることは、ヒンツェが人間の行為を社会、経済的諸利害にかなり規定されるとしつつ、そのような利害とは別のカテゴリーである諸観念もまたそれとの関連でのみ歴史において重要な役割を果たし得る、と考えたことである。それ故、ヒンツェにとって、人間の精神的行為の基本的パターンもまた現実的な諸利害への対応を基本とするものということになり、その限りでまたそれは合理的に理解可能なものとなる。もちろん、彼は人間のそういう精神的行為をすべて非人間的な力や与件に還元し得るとは考へない。彼の先の定式から明らかのように、諸観念が諸利害とは別のものとして存在し得るからである。彼が人間精神をさして「創造する鏡」と呼んでいたことをここで想起しても良いだろう。ただ、肝要なことは、歴史という側面からみると、精神は利害

と相共に働き合う時の意義を有し得る、ということなのである。これは、たしかに、一九世紀歴史主義的な個性思想とも、マルクス主義的な物質主義的、集團主義的歴史理解とも、ランプレヒト流の文化史的法則史觀とも、異なる。それは個人と精神を重視するが、しかし集合的現象と現実的利害の歴史的重要性を認め、兩者の相互的な結びつきに注目したのである。しかも、この結びつきは、当然、合理的に理解可能であると同時に、一回的なものである。けだし、精神と利害は相対的に独立し合つた関係にある以上、それそれが呼応し合つるのは歴史上のある一地点であり、そこにおいてのみ歴史的意義を有するからである。これを言い換えるなら、まさしくそのような一地点を探求するのが、即ち人間精神と社会、経済的かつ政治的利害状況の歴史的意味をもつた一回的邂逅を探るのが、歴史家の任務ということになるであろう。彼がプラグマティズムを「心理学的動機づけによる歴史行程説明の原理」の由来として高く評価した所以も、またそこにある。彼にとって、国制史とは超人間的な集合的現象を対象とするものであり、しかも「地理的、自然的、社会的状況の歴史規定的性格」を前提とするものであつたから、そこにおいてなおプラグマティズムの必要性を強調したということは、結局精神と状況のこの一回的邂逅に注目したということなのである。これをさらに敷衍して言うならば、彼の心理学への注目がここに生きてくることになる。つまり、心理学的アプローチはこのようない回的出会いを、特に人間の内面的動機から追求することを意味するからである。集合的現象のより深い理解がここに可能になる。集合的現象は物質的な利害状況の必然的産物ではない。それに規定されるところ大ではあるが、なお自立的な人間精神の作用が大いに問題なのである。国制史はあくまでそれに注目しなければならない。それ故に、彼は、ヴェーバー社会学を知った時、特にその「理解社会学」という考え方賛同することになる。なぜなら、ヒンツェの判断するところでは、理解社会学とは「社会的な諸連関を個人の諸々の行為の心理学的な動機づけから理解せんとする」<sup>(25)</sup> ものに外ならないからである。彼は、彼の心理

学的方法のより明晰で徹底した、かつ最もみごとな表現を、そこに見出したのである。したがつて、彼が、「私は『理解社会学』の立脚地に立つ。そして私はマックス・ヴェーバーとともに、社会学的事象を個々人の意味あるものと理解される行為もしくは態度に還元し得る場合にのみ、それを理解したと考える」と述べた時、それは、結局、集合的現象をできる限り個人に還元するということと共に、人間精神つまり合理的に理解可能な人間精神の歴史形<sup>(26)</sup>成的意味に注目するという彼の立脚地の理論的補強をヴェーバーのうちに認めたということをも、含意していたのである。付言しておくなれば、ヴェーバーにおいてもまた、そのような「行為の主観的意味」とは、純粹に個人的なものではなく、社会的な広がりをもつた、したがつて歴史的にみて重要な役割を有するもの、と思念されてい<sup>(27)</sup>る。

ヴェーバーの理解社会学が歴史学派に対する批判であつたということは、今日周知の事実に属する。それは自然主義を批判し、歴史的、社会的現実を個人の「主観的」で、社会的な意味つまり動機から理解しようとしたのである。ヒンツェもまたこの点でヴェーバーと考え方同じくした。彼は歴史学派の発展概念をこう批判している。「私は自身は、国民経済学歴史学派に対しても歴史法学派に対しても、いつでも、暴力的で外的な関与を抜きにして純粹に内在的な発展行程として国制史を構成するのは不可能だ、との立場をとってきた。それが、ロッシャーの政治発展理論への私の批判、そして国家形成と国制の発展に関する私の論文の意味である。私は、国家は自然的産物のように発展する、それは『しゆる樹』のように成長する（ロバート・シリリー）、との見解には常に反対である。私はむしろ、國家を文化的な産物、つまりすべての文化同様自然的基礎にもとより依つて立つが、その本性においては人間的諸力の作品であるもの、とみなす。したがつて、私は、国家を個別的な意味においても、集合的な意味においても、有機体とは考へない。それは、『アンシュタルト』あるいは動的にみるならば『ペトリープ』、まさに經濟

的企業とならぶ独自の『企業』<sup>(28)</sup>なのである。彼がここで「國家」を「人間的諸力の作品」と呼んだのは、紛れもなく人間の精神的行為の国家形成的作用を重視したことを意味する。もしそうでなければ、國家を「文化的な産物」と規定することなどあり得ないであろう。事実、この関連で、彼は自然主義的、進化論的發展概念とともに、「弁証法的發展概念」のあり得ることを強調している。彼は「しばしば対照と矛盾、衝突と妥協、闘争と破局のうちに進む發展」<sup>(29)</sup>のあることに着目し、その發展の動因を主として「意識的、精神的アクター」のうちに求めつつ、それを「弁証法的發展」と呼んだのである。彼によれば、それは「全体的行程を行ふ人々の感情から、そして諸々の意図や諸々の企ての対立から判断する」という意味で主觀主義的である。<sup>(30)</sup>もちろんこの「意識的、精神的アクター」は「歴史—社会的現実の……自然—本能的に規定された地底」<sup>(31)</sup>との緊張關係のうちに歴史を形成する。それ故、ヒンツェの見るところでは、ランケがその総合的產物を「現実的にしてしかも精神的な」諸傾向と特徴づけたのは、まさに正鵠を射いたことなのである。しかし、ランケのそのような特徴づけの本来の起源たる、ドイツ理想主義における「歴史的理論」が、彼らの下では、「意識的な生の秘密に満ちた背景から、突然の啓示」という仕方で急に出現する、何か超人間的なもの」とされていたことを、ヒンツェははつきりと駁している。「私が思うには、歴史的理論成立のこの行程は、精神科学的心理学を媒介として、そのような神秘的な闇から歴史理解のより明るい光の中へと移されることが、できるだろう。」<sup>(32)</sup>たしかにドイツ理想主義的な立場からすると、「歴史的理論」の如きものは、「もはやそれ以上説明することができない原現象(Urphänomen)」以外の何物でもない。しかし、ヒンツェは「精神的行程の心理学的説明」は一般に可能であり、かつそうすべきだと主張する。「私は、そのように説明しようと試みることを、世界の歴史的理説の最高の課題と、まさしく考える」と。しかも彼はそれをやはり個人にまで還元せんとする。「そして私が信ずるところでは、その際原則として、客観的な共通精神よりも我々により

近しくかつより理解しやすい個人の精神から出発しなければならぬ<sup>(33)</sup>。つまり、歴史における重大な変革は、もとより共通精神に服するが、その「創造的な精神的行為」によってそれに新しい意味内容を与える指導的な個人や小集団に端を発する「はづみ」によって惹き起こされるのだから、まずそれへと至る「心理学的な説明」が必要なのである。即ち、ヒンツェが「歴史的理説の最高の課題」とした「精神的行程の心理学的説明」は、窮屈的には個人に向けられるわけである。彼は、集合的現象を歴史的に理解するにあたって、歴史学派的立場に反対しつつ、個人にまで還元される人間の精神的行為に注目した。しかもそれは伝統的歴史学の如き個人の精神的行為の非合理的理解とは結びつかず、その心理学的な説明をめざしたのである。彼のこの基本的立場は、すでに述べたように、ヴェーバーによつてより鮮やかにしかも遙かに厳密に理論化されていた。それは「社会的な諸連関を個々人の諸々の行為の心理学的な動機づけから理解せんとする」理解社会学に外ならない<sup>(34)</sup>。

ヒンツェが集合的現象を対象としつつ、それを理解社会学的に把握せんとしたということは、それ故、概ね是認され得るであろう。したがつて、ドイツの歴史家たちの大多数が一九二〇年代においてすらなお理論や概念に徹底して反対したことを思えば、ヒンツェは極めて特異なしかも方法的に進歩的な歴史家だった、と言うことができる。思うに、今日のヒンツェに対する高い評価もまたそこに帰着するであろう。しかし、その際、注意しておかねばならないことは、彼のそのような立場はヴェーバーとの邂逅の中ではじめて、しかもヴェーバーに全面的に依拠することによって、形成されたものではない、ということである。すでに示してきたように、それはシュモラーやドロイゼンの歴史研究の批判的受容のうちに、かつ人間精神の歴史的意義への彼独自の見解のうちに、築きあげられたものなのである。つまり、ヒンツェにおけるヴェーバー社会学の受容とは、あくまでヒンツェに特有の歴史（学）観、その方法論の枠の中でのものにすぎない。したがつて、ヒンツェが特に受け容れんとしたのは、社会学一般で

はなく、ヴェーバーの理解社会学なのである。

ヒンツェは歴史家である。ヒンツェは歴史家としてヴェーバー社会学もしくは社会学一般にみられる体系性と普遍性への志向に対し、個性と発展の原理を対置している。これについては以前に触れたことがあるので、ここではただ「人は、比較されるものの基礎にある一般的なものを発見するため、比較することができます。そしてまた、比較される対象のあるものをその個性のうちにより鋭く把握し、他のものから際立たせるために比較することもできる。前者をなすのが社会学者であり、後者をなすのが歴史家である」との著名な一文をあげるとどめておくが、要するに彼は歴史現象のそいつた意味での社会学的な構造的把握には賛同し得なかつたのである。繰り返すが、彼が好んで受け容れたのは理解社会学であつて、普遍的現象を体系化せんとする社会学ではなかつたのである。もちろん、理解社会学もまた「社会的諸連関」を直接的に論じ、国制史もまた集合的現象を中心的対象とするのだから、彼はある限定された範囲でその対象の構造的把握を目指すことを否定するわけではない。というよりも、集合的現象の構造的把握を理解社会学的にしかも歴史学的に果たそうとしたのが、彼の国制史なのである。彼が「地理的、自然的、社会的状況の歴史規定性」を鋭く見抜き、それを国制史研究の基本的な柱としていたことが改めて思い起さねばならない。それ故に、彼によれば、「状況描写は歴史家にとって事件の物語と全く同じ意義を有する。」即ち、「事件の物語は状況描写をすることなくしては理解することができない。そして多くの時代、例えばペリクレス期のアテネあるいはイタリア・ルネッサンスの文化といった時代は、静態的な考察にあつてはまさしく歴史記述の最高点として現われるのである。」しかし、彼がこのような認識に続けて、メイトランドがその国制史的研究において典型的時期の全体的叙述つまり状況描写をなしつつ、しかもそれを順次描き出していったこと、そのことによつて彼の研究が「歴史学から社会学へと堕落しなかつた」ことを付記しているのは、大変印象的

である。なぜなら、それは結局次のことを伝えるとしているからである。歴史学における状況描写、要するにある時期の社会的、政治的構造の全体的叙述は、あくまで歴史の動態的な発展の中に位置づけられねばならない。さもなくば、それは社会学に「堕落」してしまうであろう。

ヴェーバーの理解社会学は、周知の通り、歴史学派的發展概念に対する痛烈な批判であった。すでに確認したように、ヒンツェもまたその点でヴェーバーと見解を同じくする。しかし、ヒンツェによれば、ヴェーバーはそのためには歴史發展の考え方そのものに対してまで、余りにも不信の念を抱きすぎる。ヴェーバー社会学は歴史發展の觀念そのものを退け、体系性と普遍性へとより興味関心を示したのである。もちろん、ヒンツェは社会学者としてのヴェーバーに対してもそれを否定するわけではない。「ヴェーバーの考察にあっては、發展のカテゴリーが従属性的な役割を果たしているにすぎない。もし体系性が明瞭にしかも透徹して現わるべきであり、社会学が歴史学に解消すべきでないとするなら、そのカテゴリーは抑制されねばならなかつた。この立脚地を容赦なくエネルギッシュに貫徹したところに、ヴェーバーの作品の強みがある。」しかし、彼はこれにさらに付加して言う。「だが、およそすべての社会的存在は、同時にまた生成するものであるから、諸々の関係の動的な緊張が完全には正当な権利を得ることがない」という弱点が、このことと不可避的に結びつく。この社会学はさながら國制史の補充を求めて叫んでいた<sup>(38)</sup>と。ヒンツェはまたヴェーバーの「合法的支配」、「伝統的支配」、「カリスマ的支配」という三つの支配の類型について、それらが「具体的な歴史的發展形態」としてではなく、無時間的に使用されているのに対しても述べている。「たいていの歴史的形態は、そのものとしては三つの構造のすべてを、単なる理念型としてのそれらの特性を必然的に伴うような様々な混合的関係のうちに、示している。しかしながら、統一的に完結した文化的な経過における歴史發展の中では、三つの類型は、政治的支配関係の全体構造に対しても、一時期をそれぞれ支配する

だけの意義を有することになる、と述べるのはおそらく許されるであろう。」ヒンツェのこのような主張の可能性を、ヴェーバーは、無論、知らなかつたわけではない。しかし、彼はむしろそのような支配の諸類型の歴史的継起という考え方を意識的に退け、それを「普遍史的・社会学の概念的な扱い手」と振り向いたのである。その意味において、ヴェーバーはたしかに社会学者だった。だが、ヒンツェもまた、やみくもに支配の諸類型の歴史化を訴えたのではない。彼はヴェーバーのそのような意図を察知しつつも、なおそう言わざるを得なかつたのである。なぜなら、彼の判断するところでは、「徹底した一般概念を目差す社会学は、その明晰性と一義性を守るために、相対的に内容空疎な抽象で満足しなければならない」のに対しても、「国制史が目的とするところのものは、「発展行程の個性的記述」以外の何物でもないからである。ヒンツェは「もちろん社会学と歴史学との間の境界が流動的である」ことを知っている。しかし、根本的には、両者はその「学問的意図と全体的姿勢」を異にするのである。<sup>(42)</sup>

もとも、ヒンツェがヴェーバー社会学に対して述べたことは、多少、表現が誇大なようと思われる。ヴェーバーもまた、歴史的個性や発展ということを顧慮しなかつたわけではないからである。ヒンツェが近代国家の歴史的形成を探求したように、ヴェーバーもまたヨーロッパにのみ自生的に成立した近代資本主義そして近代的官僚制を歴史的資料によりつつ追求したことは明白なのであり、そもそも彼の理解社会学自体が社会的、歴史的事象の個性的認識を科学的に遂行せんとの意図の下に案出されたものだったのである。ただ、ヒンツェがヴェーバー社会学といふことでは念頭においたのが、ヴェーバー畢生の大著「経済と社会」だったということは、やはり注意されねばならない。初期の作品がおむね文化史的傾向を有していたのに比して、いわばヴェーバー社会学の体系化とも言える晩年のこの作品は、甚だ歴史的資料に依拠しつつ歴史研究に与える刺激の大きさは計り知れないとはいえる。基本的には体系性と普遍性へとその関心を向けている。少なくとも、それは「発展行程の個性的記述」を目差すと

いうものではなかつたのである。ヴェーバー社会学が非歴史的であるということは断じて言えないとしても、ヴェーバーがその社会学を形成する後半に「経済と社会」を記したことを考えば、ヒンツェの見解つまり歴史学と社会学はそれぞれその「學問的意図と全体的姿勢」を異にするというそれは十分傾聴に値するであろう。<sup>(44)</sup> とにかく、ヴェーバーは彼なりの狙いをもつて社会学を追求したのであって、その限りで彼は常に歴史家的大つたわけではないのである。しかし、他方、ヒンツェはそのような認識の故にまた、とりわけヴェーバーの理解社会学に賛同したのである。なぜなら、外ならぬ歴史家として、発展ということを一次的にしかも社会科学的に扱おうとするならば、それはますます歴史の眞の担い手である人間とその精神的行為に「はずみ」を、つまり原動力を求めねばならないからであり、その作業を合理的に遂行するには彼なりの心理学つまり理解社会学が必要とされるからである。我々は、ヒンツェがランプレヒトの社会心理学的方法の一面性を否定して、「個別的モメントは集合的現象にとつてもまた決して無視されて良いわけではない」と断言しつゝ、さらに次のように述べていたことを、ここで再び挙げておきたい。即ち、「一般にそこにこそ特殊な集合的個性の源泉を探求しなければならないよう、それはまたより以上の發展のための最重要の動因でもあるのだ」と。<sup>(45)</sup> まさしく、「個々人の精神的行為」こそが「集合的個性」の勝れて合理的な理解を可能にするとともに、その「より以上の發展のための最重要の動因でもある」というのである。しかも、ヒンツェの卓抜なところはこの「動因」を合理的に理解可能と考えたことにある。彼がプログラマティスムスを「心理学的動機づけによる歴史行程説明の原理」と呼んだ時、そこには歴史發展の眞の動因を合理的に説明せんとする意図が含まれている。そして、その心理学的方法における人間行動の意味理解の側面を徹底したのが理解社会学だった。理解社会学は常に個人の動機に注目せんとするからである。要するに、彼は、マルクス主義や歴史学派の自然主義的發展概念をヴェーバー的な理解社会学的方法によつて批判すると同時に、集合的現象の發

展を探求することそれ自体の意義を認めて——彼にとって、歴史とはまさに変化し、「生成する」ものなのである——、それを理解社会学的方法と結合させた、即ち發展の動因を合理的に理解可能な人間の精神的行為やその動機に求めたのである。人間精神と社会、経済的利害状況との一回的邂逅とは、結局、歴史發展における決定的な起点もしくは局面の謂に外ならない。かくして、ヒンツェの国制史は、社会学へと傾斜しつつもなお静態的な社会学的構造論にとどまることなく、歴史学によりふさわしい動態性を自己のものとすることになる。

ヒンツェは集合的現象を中心的な研究テーマとした、一九世紀ないし二〇世紀前半のドイツにおける数少ない歴史家の一人である。おそらく、ただそのことだけで、彼はすでに伝統的歴史学の基本思想から離れていた、とみなすことができるだらう。事実、彼は、集合的現象を対象としつつ歴史の科学化を主張したランプレヒトの、殆ど唯一と言つて良いほどの理解者だった。彼が「状況描写」を「事件の物語と全く同じ意義を有する」と述べたのも、同じ文脈の中で理解される。まさにそれは一時期の歴史的全一体の構造的把握つまり極めてスケールの大きい集合的個性の社会学的把握を意味するのである。これが伝統史学と異なった試みであるのは全く疑問の余地がない。しかし、にもかかわらず、彼は集合的現象をあたかもそれ自身で生命を有する実体の如く扱うことを拒否した。その点で、彼は、ランプレヒトともマルクス主義や歴史学派とも、はつきりと異なる。彼はそのような現象の背後に、あるいはその基本的分子として、人間を、精神を有する人間を見たのである。だからこそ、彼は、その限りでは、マルクス主義の物質主義にランプレヒトの社会心理学的方法を対置し、後者を高く評価したのである。ただ、ランプレヒトは「諸々の観念の全体的複合体」にしか着目することはできなかつた。ところが、ヒンツェにとって、そのような精神的複合体はあくまで個人の精神に還元されねばならなかつたのである。ヒンツェはこの点で、つまり個人の精神的行為に歴史的意味を認める点で、伝統的歴史学の個別主義を依然として身に付けている。だが、この面

でも、その両者の間にはやはり大きな断絶があった。伝統的歴史学が個人の精神的行為を合理的に理解することなどできないという立場をとったのに対し、ヒンツェはそれを心理学的に把握し得ると考えたのである。プラグマティズム或いは理解社会学の方法がここに導入されることになる。しかも、私見によれば、ヒンツェの国制史の方法のいわば扇の要はそこにある。大衆社会もしくは産業社会という、個人を埋没させる状況の出現を背景として主張された法則史観や発展史観を前にして、従来の伝統的歴史学はこれに何ら対処し得ていなかつた。「ツィンフト」にも比較的近い歴史家としては、ヒンツェだけがこれに真剣に立ち向かい、なお個々人の精神的行為に意義づけを与え、真に集合的現象を理解するというは「社会学的事象を個々人の意味あるものと理解される行為もしくは態度に還元し得る場合」だけだ、と断言したのである。重要なことは、集合的現象を認識の対象としながら、しかもその集団主義的意味での科学的把握を主張した学派に対して、個々人の精神的行為を合理的に理解することこそ、がより科学的なのだ、ということを明らかにしたことである。ヒンツェの国制史の方法は、まさしくこのような確信の上に成り立っている。その上で、彼は個性と発展の原理にあくまで忠実な歴史家として、その二つのカテゴリーと理解社会学との結合を計ったのである。歴史的個性の構造的でしかも動態的な把握、そしてその合理的な把握がここに可能となる。とまれ、ヒンツェの国制史は、以上の論述から明白なように、理解社会学を方法的原理としつつ、集合的現象の「発展行程の個性的記述」を目指した一つの試み、と言ふことができる。では、その試みの具体的成果は如何なるものであつたらうか。我々は次にそれを問うことにしてみたい。

(1) Gerhard Oestreich, Die Fachstorie und die Anfänge der sozialgeschichtlichen Forschung in Deutschland, HZ 208, 1969, S. 343. なお、この論文は平城照介氏によりて、「文化史論争」を『専門歴史学』と『社会史』との関係という視点から把えなおし、論争の背景を抉りだそうとした注目すべき最近の試み」との位置づけが、与えられて

いる。参照、平城照介、構造史と概念史、中央大学文学部紀要三、一二六頁以下。

- (n) G. Oestreich, *ibid.*, S. 340.

(o) Vgl. G. Oestreich, *ibid.*, S. 340. ムハムハ「歴史的職業」のハハ「die historische Zunft」」アレハル  
アレハルの翻訳は「歴史的職業」。Vgl. Otto Hintze, *Rezension von Friedrich Holte, Geschichte der Mark  
Brandenburg, Tübingen, 1912. Forschungen zur brandenburgischen und preußischen Geschichte* 25 (エーハ  
FBPG) ルサム, 1912, S. 279.

(p) George G. Iggers, *The German Conception of History*, Middletown, 1969, p. 270.

(q) Friedrich Meinecke, *Erlebbtes 1862—1919*, Stuttgart, 1964, S. 104.

(r) F. Meinecke, *ibid.*, S. 104.

(s) G. Oestreich, a. a. O., S. 344.

(t) O. Hintze, *Rezension v. Hans Prutz, Preußische Geschichte*, Bd. 1 und 2, Stuttgart, 1900. FBPG 13, S.  
280.

(u) ムハムハ「歴史的職業」の翻訳は「歴史的職業」。歴史的職業の翻訳は「歴史的職業」。

(v) O. Hintze, *Über individualistische und kollektivistische Geschichtsauffassung* (1997), in: O. Hintze II, S.  
315 ff.

(w) ムハムハ「歴史的職業」の翻訳は「歴史的職業」。歴史的職業の翻訳は「歴史的職業」。

(x) ムハムハ「歴史的職業」の翻訳は「歴史的職業」。歴史的職業の翻訳は「歴史的職業」。

(y) ムハムハ「歴史的職業」の翻訳は「歴史的職業」。歴史的職業の翻訳は「歴史的職業」。

(z) Vgl. G. Oestreich, a. a. O., S. 360.

(A) Cf. F. Gilbert, Otto Hintze, in: *Idem, ed., The Historical Essays of Otto Hintze 1861—1940*, New York,  
1975, p. 8.

- (15) G. Oestreich, a. a. O., S. 358.
- (16) O. Hintze, a. a. O., S. 317.
- (17) O. Hintze, ibid., S. 317.
- (18) O. Hintze, ibid., S. 318.
- (19) O. Hintze, ibid., S. 321.
- (20) Cf. G. G. Iggers, op. cit., p. 198.
- (21) O. Hintze, Staatenbildung und Verfassungsentwicklung, in: O. Hintze I, S. 37.
- (22) O. Hintze, Max Schelers Ansichten über Geist und Gesellschaft, in: O. Hintze II, S. 176.
- (23) ハベハニス・ヘハル・ハクハ (斯原農謡), ハクハ・カハ-ハ-ハ, 中央公論社, 1911年。
- (24) O. Hintze, Calvinismus und Staatsräson in Brandenburg zu Beginn des 17. Jahrhunderts, in: O. Hintze III, SS. 258—259. 総(33)の翻訳[1]～[1]固眞。ただし本文の記述原文のみ私が訳出したのである。
- (25) O. Hintze, Troeltsch und die Probleme des Historismus, in: O. Hintze II, S. 338.
- (26) O. Hintze, Soziologische und geschichtliche Staatsauffassung, in: O. Hintze II, S. 264. 以下、同じく本篇。
- (27) ルの時代の「林道義」ハハーベー社会学の方針と構想、猪波、特にその第一部、理解社会学、は詳しつ。
- (28) O. Hintze, a. a. O., SS. 285—286.
- (29) ルハド専門のために断つておこう。ハハムは歴史学派流の一面的なしから実体化された自然主義的発展概念を批判したのであるが、そのような発展の視角を差見原理として歴史を考察せんとするのが必ず否定するわけではある。人間の精神的行為とは異なる別の領域の如きものが歴史世界に存在するかとを思えば、その把握は当然必要となる。しかし、その把握はまず第一に唯一の歴史運動を対象としてくるのではなく、次にまたあくまでも研究主体の側からの把握ではなく、ふくらむことが注意されなければならない。ヒンツェはその点をはつきりと認識して居た。「私は、有機体説的な発展概念が本来精神に起源をもつ、精神的領域から自然的領域へと移されたのだ、といふことの誤論の如いだなどある。それは、むしろ、心理的な内面を有した我々独自の生のみならず、野獸や植物の生の生物学的な生命過程の直接

的直觀」、根付いてゐる。しかし、それが何を意味し、それが、どうおそれの進化論的な補完といひ、『無意識』の世界つまり歴史生活の伝へる深い基層(Grundschicht)を、我々が獨立する諸行程を精神史に取つ得たもの——  
「アーティスト」、讀すのやうな。」(O. Hintze, Troeltsch und die Probleme des Historismus, in: O. Hintze  
II, S. 346.) 要するに彼は歴史的意味での「無意識」の単純を認めない、その記憶のための手段(シナーマ)として  
「有機体説的發展概念」を肯定するのである。しかし、シナーマだけでは歴史を語らねばならぬとする  
が斯べだ。そのため主張されたのが、次に挙げる「弁詮説的發展概念」である。

- (30) O. Hintze, Rezension v. Ernst v. Meier, Französische Einflüsse auf die Staats- und Rechtsentwicklung  
Preußens im 19. Jahrhundert, Zweiter Band, Leipzig, 1908, FBPG 21, 1908, S. 325. たゞ彼が同書註中でやう  
とあるの如きの幾處轉写を記及して、「我々は、錯綜した歴史的譲渡圖を構成するだより、それがもやうだ」との歴  
考型(Denkschemata)を黒い字で強調せんとするがやうだ。」(Ibid., S. 326) とある。

- (31) O. Hintze, Troeltsch und die Probleme des Historismus, in: O. Hintze II, S. 346.  
(32) O. Hintze, ibid., S. 349.  
(33) O. Hintze, ibid., S. 350.

- (34) 「じゆかうじゆなこな、心理学的トヨーチが即理解社会学的であるのぢなんだ。」かく一貫身が語りてゐる  
「理解社会学は『心理学』の一部ではない。」(マックス・ウェーバー「林道義説」、理解社会学のかたごとく、岩波文  
庫、100頁。) おゆふなあだ、かく一貫身が語りてゐる「理解」とは、「直觀」や單なる『感情移入』『體験』によつての  
み行なわれる」ものやう、「心理学」のよつて一定の刺激に対する反応の法則的知識を確立し、それに個々の行動をあ  
てはめて把握する」ふくらむのやうな、ふくらむ林道義説の指摘である。参照、林道義、前掲書、15頁以下。しか  
し、シナーマの場合、「心理学的」という表現をといひ、それはすぐれて自然科学的な意味での心理学——つまり、  
林氏の言わていゝよくなぞれ——ではなく、人間の精神的行為をできる限り合理的に理解するところほどの意味の表  
現と思われる。それは、シナーマモラーに対しても彼が述べたように、実驗心理学ではなく、「生の考察」から生じる  
ものな「実践的心理学」なのである。彼が、「シナーマモラーの主要な目的は、彼が記録や公文書のうちに発見したものの  
ザッハリッシュ心理学的な理解だつた。彼は言葉と文章を理解せんとしただけではなく、離れてゐるの事情や諸

関係そしてその背後にある人間を理解しようと望んだのである」(本稿の<sup>1</sup>)、成城法学五号、九〇頁)と語った時、それはほぼ彼の心理学的方法に該当する考え方だったのである。したがって、彼が「できごとの意味連関を、主としてもうもろの個人の計画的な行為から、解釈しようと努めた原理」である「アラグマティズムス」に「心理学的動機づけによる歴史行程説明の原理」を由来させつゝ、それをドロイゼンの「探求しつつ理解する」と同視したのは、人間の内面的動機に注目することと理解することを考えたのを意味する。ヴェーバーが「社会的な諸連関を個々人の諸々の心理学的な動機づけから理解せんとする目的を設定していふ」とヒンツェが述べたのも、動機を内面的、合理的に把握せんとするという意味で、「心理学的な動機づけ」という表現がとられているのである。もちろん、ヒンツェが表現した範囲内に収まり切るほどの「一ベーの理解社会学は単純ではないが、その根本の考え方あるいは「意図」の面で、両者の懸隔はそうないと思われる。(つまり、合理的方法による理解とはヴェーバーの場合「理念型」を意味したのだが、ヒンツェもまた類型としての歴史的抽象といふことをはつきりと意識していたのである。例えば、彼はゾンバルトが資本主義の「理念」をノミナルな意味で使用せず、「先驗的実在」としたのを批判して、次う述べてゐる。「この点においては、私は彼に従うことはできないだろう。彼はまた……『理解社会学』の諸原理とも正しく結びついていないようと思われる。私の考えでは、資本主義の『理念』は、我々の知性によつて現実から抽象された、経済システムの『理念型』、したがつて立ち入つた歴史的研究によつて実証される理論的構成以外の何ものでもない。」(O. Hintze, *Der moderne Kapitalismus als historisches Individuum*, in: O. Hintze II, S. 378) ものとおつて付け加えておくが、人間とくに個人の動機を問題にするところの、ヒンツェの場合においても、すでに記したように、社会的、歴史的広がりの中でのことだ、というふうである。念のため、ゾンバルト批判の下で語られてゐることを、次に付記しておこう。「歴史的行程において重要なのは、ただ生きた人間の作用力、もちろん孤立した同価値の諸個人としてのそれではなく、互いに社会的に結合し、社会的行為する人間のそれなのである。……集団的行程としてあらわれる歴史的行程の主体は、したがつて、マルクスにおけるように、独自の自然的な発展法則を伴う、秘密に満ちた、超人間的力としての『資本』ではなく、経済人そのものの、特に人間的に理解される動機、目的設定、そして手段を有する企業家などのである。彼らの社会的行為が互いに作用し合つてゆく、マルクスが弁証法的に発展する資本の一種の自己運動として表現した諸々の動きが、生ずるのである。」(O. Hintze, ibid., S. 379.) つまり、ヒンツェは人間の社会的動機に注目し

つつ、それとの関連の中ではじめて集合的現象を理解し得る——したがつてそこにあらわれる概念はもとより実体的なものではなく、理念的的なものである——と考えた点で、理解社会学的だつたと言えるだろう。

- (36) O. Hintze, Soziologische und geschichtliche Staatsauffassung, in: O. Hintze II, S. 251.

(37) O. Hintze, ibid., S. 249.

(38) O. Hintze, Max Webers Soziologie, in: O. Hintze II, S. 144.

(39) O. Hintze, ibid., S. 145. ただ、シハハ「西歐の」のものは類型形成を実際には全く行なつてゐない。おそらく彼が發展の視点の必要性を示すもの一つの例をあげて説いただけなのである。

(40) キムゼンによれば、カーネーの「展開した理念型的体系化の組合せ」は、いねどやぶらの体系が一体となる「普遍史的に重要な特定の諸相を際立たせるところ」と、である。その結果、晩年、「論理概念型」の諸体系化が示される。「F=社會體の三つの純粹型」があたるのではなく、むしろ出現する。「肝心なものは理念型的概念の体系化——カーネーに重要と考えられた特定の根本問題——」が、支配と指導の實現可能性の問題を普遍史的な背景において問われるが、どうも異なるような体系化——である。参照、カントフガング・ト・キムゼン（中村眞一他訳）、「カーネー、社会・政治・歴史・未来社、特にその七『『理論』』と『『概念』』——歴史的社會科学の方法論』」。

(41) O. Hintze, a. a. O., S. 145.

(42) O. Hintze, Soziologische und geschichtliche Staatsauffassung, in: O. Hintze II, S. 251.

(43) O. Hintze, ibid., S. 251.

(44) キムゼンはカーネー社会学の一つの特色を「普遍史的なベース・ケーティウ」に求めてゐる。かれにそれ故に、カーネー社会学は今日においてもなお「遡る」たり得るのである。しかし、彼はむしろそんに歴史学の一つの脱出路を求む、「アカウス・カーネーは見て、われわれは、歴史と社会学との間に横たわる伝来の溝を乗り越える歴史的・社会科学の輪郭が、すでにスケッチされてゐるを見いだすのである」（カントフガング・ト・キムゼン「中村他訳」、「前掲書」、1回頁）と断言している。しかし、シハハは、社会学的方法を受容しつゝ、あくまでも「個性」の「発展」を守り抜くに、新しい歴史学の進むべき道があると考えていた。参照、拙稿、前掲論文。

(45) 本号、一一〇頁。

(やまつち・すすむ=本学専任講師)  
(未完)

